第７章 介護サービス基盤の整備

１　サービス種類別事業費の推計

本計画期間及び令和７年度(2025)の介護サービス見込量については、第７期計画期間の給付実績を基本として、要介護認定者数の推計、介護サービス利用者数・実績の増減及び今後の介護サービス基盤整備の方向性等を踏まえて推計しています。

また、在宅サービス利用者数は、要介護認定者数から施設サービス・居住系サービスの利用者及びサービス未利用者の割合を考慮して見込んでいます。

一方、施設サービス及び居住系サービスの利用者数は、介護サービスの基盤整備の状況及び稼働率並びに有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の整備状況等を加味して見込んでいます。

○介護(介護予防)サービス見込量　　（単位：千円）

区　分		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和７年度 (2025)
介護サービス	在宅サービス	8,007,856	8,057,532	8,221,728	8,472,448	8,726,567	8,932,183	9,004,101
	居住系サービス	2,124,191	2,175,291	2,394,073	2,538,373	2,590,056	2,650,367	2,710,171
	施設サービス	5,257,298	5,317,943	5,507,645	5,594,681	5,885,350	6,144,776	6,432,954
	小計	15,389,345	15,550,766	16,123,446	16,605,502	17,201,973	17,727,326	18,147,226
介護予防サービス	在宅サービス	338,235	371,216	396,621	424,982	436,362	453,797	468,421
	居住系サービス	37,871	39,755	41,260	44,898	46,706	47,391	39,915
	小計	376,106	410,971	437,881	469,880	483,068	501,188	508,336
合計		15,765,451	15,961,737	16,561,327	17,075,382	17,685,041	18,228,514	18,655,562

※居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

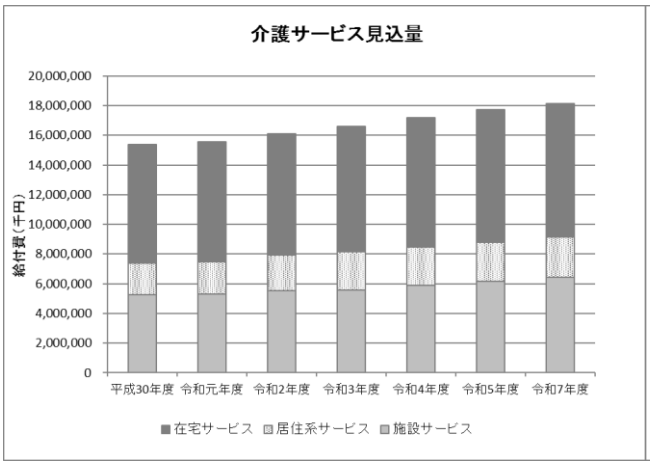

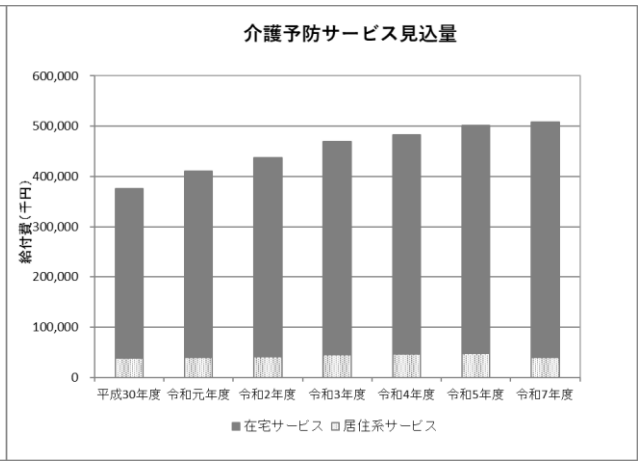

（1）居宅サービス（介護予防サービスを含む）

① 訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事に関する日常生活の世話を行います。

○訪問介護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
訪問介護	給付費	(千円)	998,142	965,182	1,048,731	1,143,375	1,186,713	1,220,036	1,200,541
訪問介護	サービス量	(人)	17,340	16,632	16,344	17,268	17,568	17,832	17,712

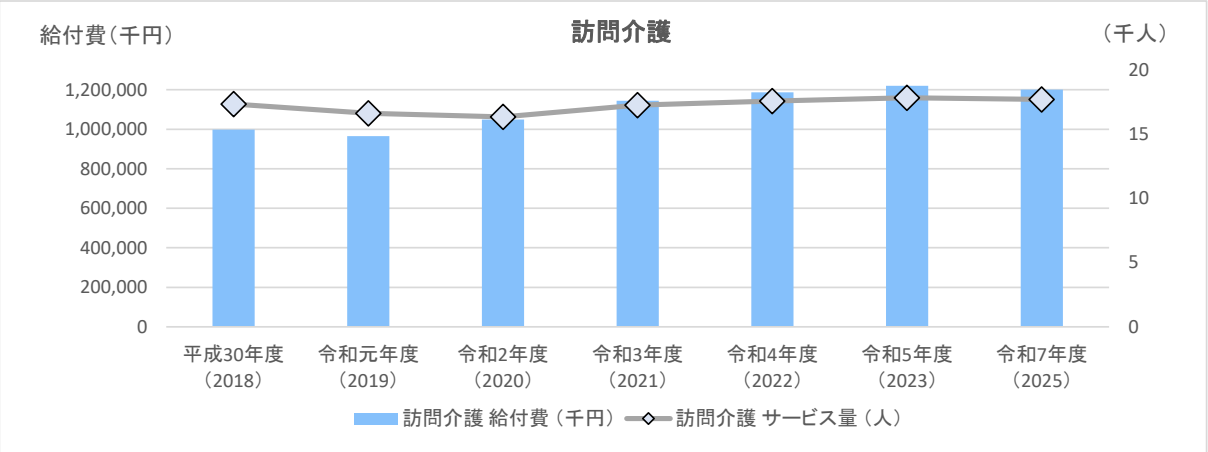

② 訪問入浴

介護職員・看護職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

○訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
訪問入浴介護	給付費	(千円)	60,618	55,516	51,930	54,252	55,865	59,457	59,457
介護予防訪問入浴介護	給付費	(千円)	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	サービス量	(回)	5,148	4,668	4,308	4,478	4,609	4,906	4,906
介護予防訪問入浴介護	サービス量	(回)	0	0	0	0	0	0	0
合計	給付費	(千円)	60,618	55,516	51,930	54,252	55,865	59,457	59,457
合計	サービス量	(回)	5,148	4,668	4,308	4,478	4,609	4,906	4,906

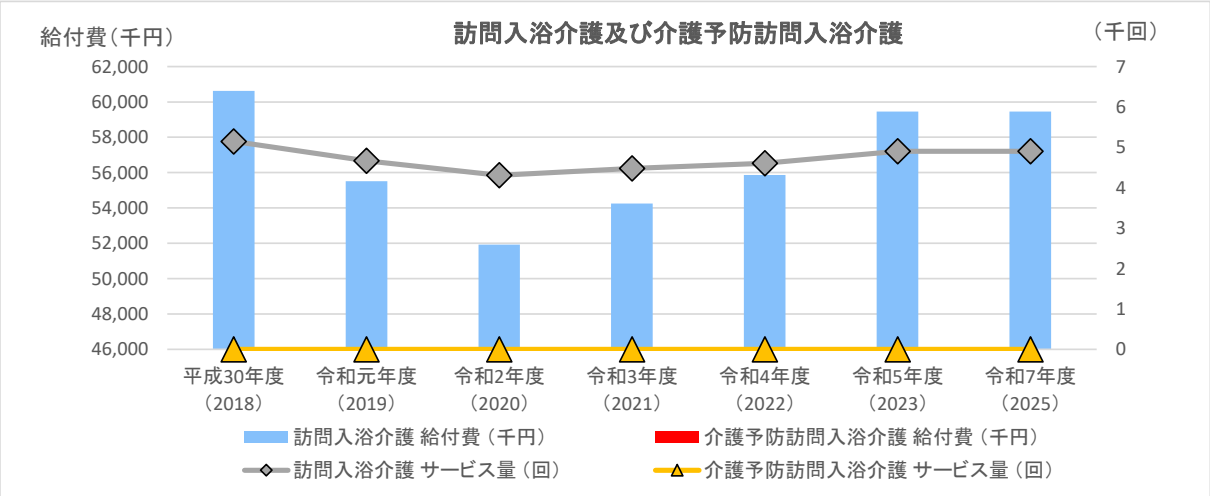

③ 訪問看護

看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づき療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

○訪問看護、介護予防訪問看護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
訪問看護	給付費	（千円）	291,945	314,318	332,861	355,614	363,481	376,861	381,537
介護予防訪問看護	給付費	（千円）	21,134	30,149	35,440	39,422	41,183	42,129	43,294
訪問看護	サービス量	（回）	46,920	51,098	52,493	55,769	56,981	59,120	59,810
介護予防訪問看護	サービス量	（回）	4,084	5,908	6,574	7,277	7,606	7,781	7,994
合計	給付費	（千円）	313,079	344,467	368,301	395,036	404,664	418,990	424,831
合計	サービス量	（回）	51,004	57,006	59,067	63,046	64,587	66,901	67,804

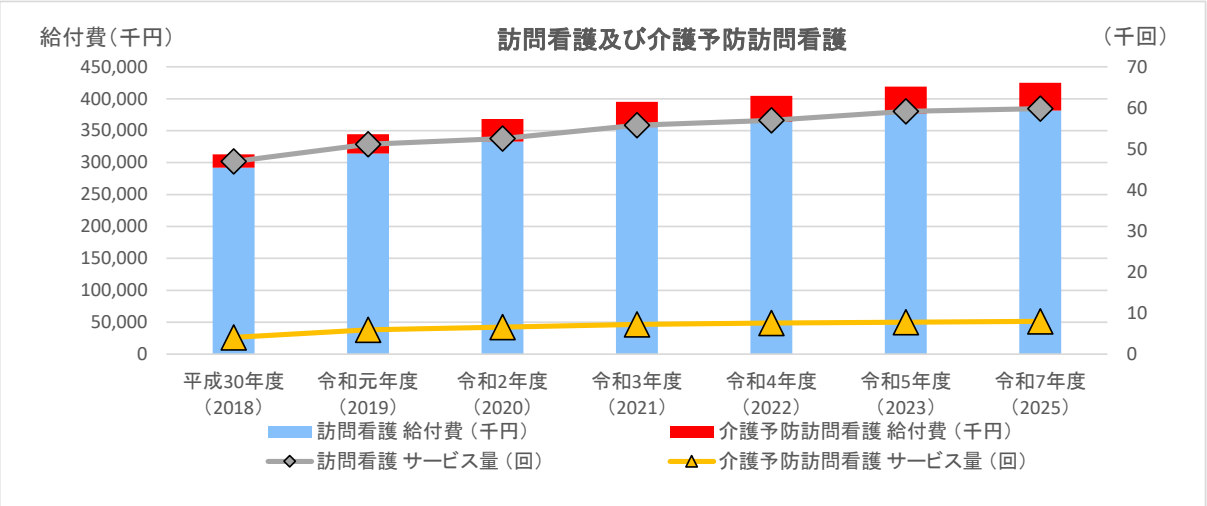

④ 訪問リハビリテーション

リハビリテーション専門職が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき必要なリハビリを行います。

○訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
訪問リハビリテーション	給付費	（千円）	195,492	202,063	215,873	227,328	230,962	232,943	246,589
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	（千円）	44,529	45,372	56,448	55,870	55,566	56,040	57,359
訪問リハビリテーション	サービス量	（回）	67,094	68,206	72,877	76,241	77,401	78,050	82,609
介護予防訪問リハビリテーション	サービス量	（回）	15,241	15,485	19,326	19,013	18,896	19,061	19,510
合計	給付費	（千円）	240,021	247,435	272,321	283,198	286,528	288,983	303,948
合計	サービス量	（回）	82,335	83,691	92,203	95,254	96,297	97,111	102,119

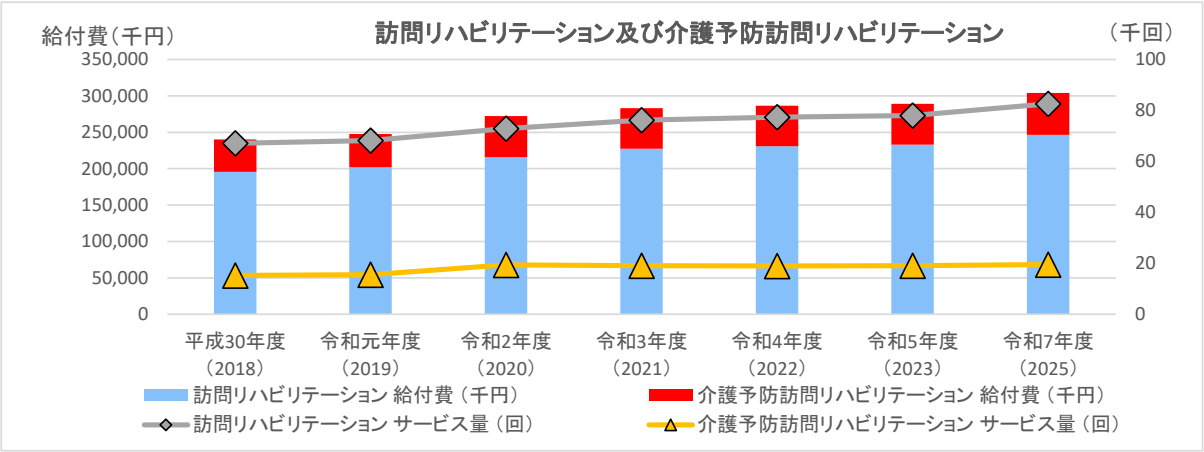

⑤ 居宅療養管理指導

医師・歯科医師等が居宅を訪問し療養上の管理指導を行うほか、薬剤師・歯科衛生士等が医師の指示に基づき専門的な管理・指導を行います。

○居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
居宅療養管理指導	給付費	（千円）	54,282	61,613	63,409	65,093	66,507	68,541	69,093
介護予防居宅療養管理指導	給付費	（千円）	2,189	2,657	3,074	3,350	3,430	3,430	3,564
居宅療養管理指導	サービス量	（人）	8,496	9,432	9,816	10,008	10,224	10,536	10,620
介護予防居宅療養管理指導	サービス量	（人）	396	468	528	564	576	576	600
合計	給付費	（千円）	56,471	64,270	66,483	68,443	69,937	71,971	72,657
合計	サービス量	（人）	8,892	9,900	10,344	10,572	10,800	11,112	11,220

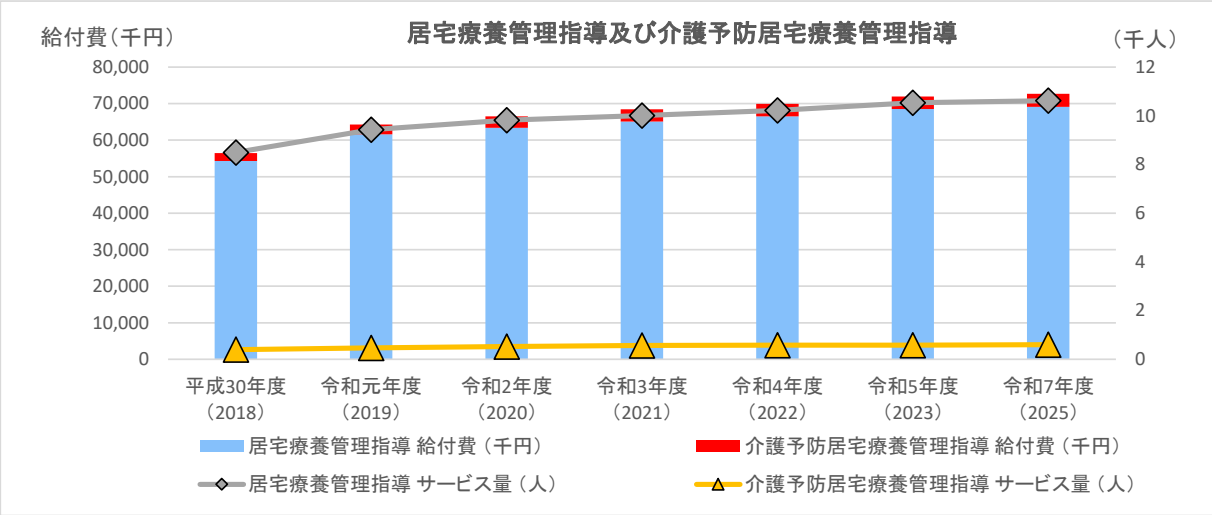

⑥ 通所介護(デイサービス)

デイサービス事業所で通所により入浴・食事等の介護、健康状態の確認と機能訓練を行います。

○通所介護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
通所介護	給付費	（千円）	1,706,086	1,733,772	1,735,450	1,729,460	1,748,063	1,764,476	1,769,526
通所介護	サービス量	（人）	22,788	22,992	22,824	22,980	23,040	23,124	23,208

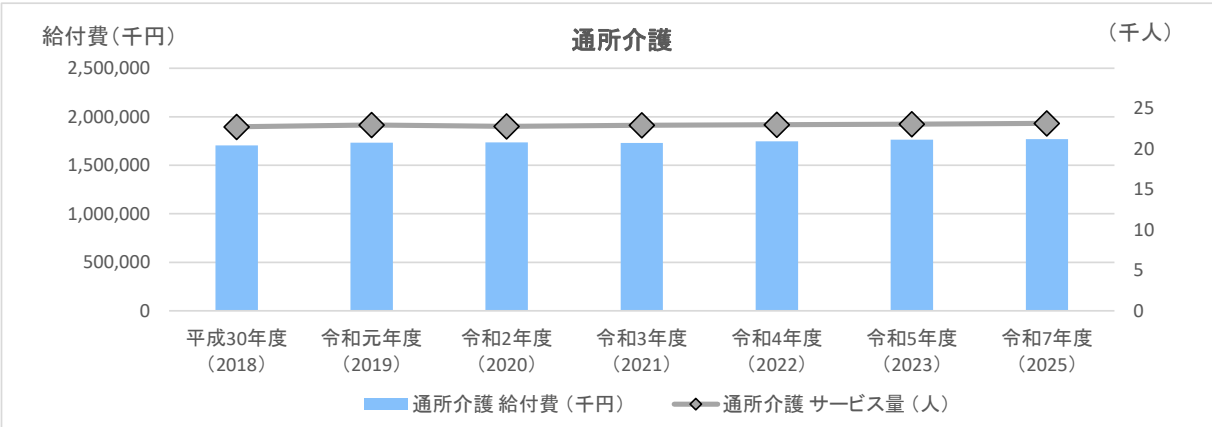

⑦ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院への通いにより、主治医の指示に基づきリハビリテーションを行います。

○通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
通所リハビリテーション	給付費	（千円）	440,269	425,989	407,280	436,779	451,192	464,339	479,058
介護予防通所リハビリテーション	給付費	（千円）	64,195	62,255	60,414	62,190	62,010	63,207	64,404
通所リハビリテーション	サービス量	（人）	7,152	6,948	6,492	7,344	7,620	7,788	8,016
介護予防通所リハビリテーション	サービス量	（人）	1,956	1,908	1,896	1,992	1,992	2,028	2,064
合計	給付費	（千円）	504,464	488,244	467,694	498,969	513,202	527,546	543,462
合計	サービス量	（人）	9,108	8,856	8,388	9,336	9,612	9,816	10,080

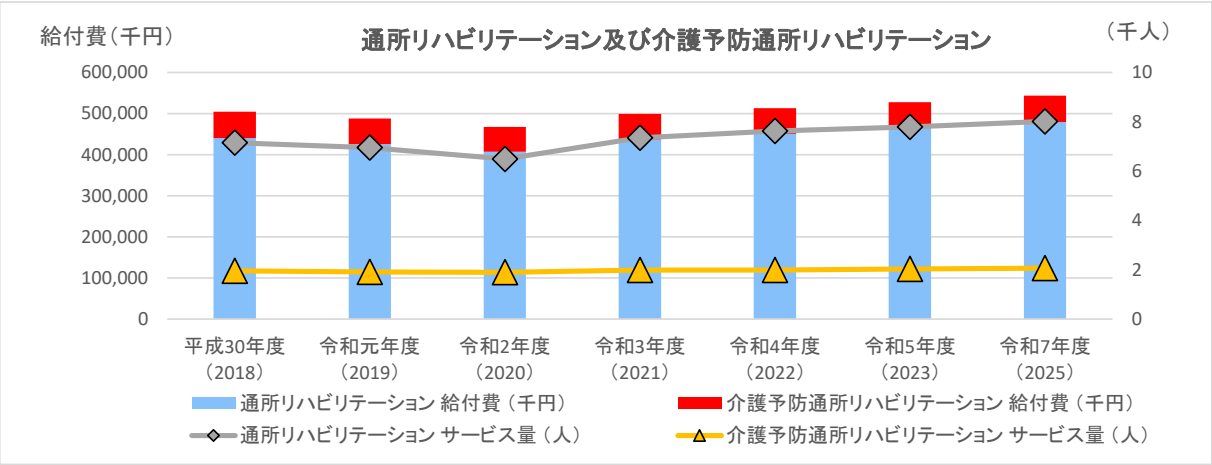

⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホーム等への短期間の入所により、入浴・食事等の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行います。

○短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
短期入所生活介護	給付費	（千円）	649,056	665,509	675,748	708,442	716,316	751,381	754,169
介護予防短期入所生活介護	給付費	（千円）	7,952	11,481	11,635	13,932	13,966	13,966	14,620
短期入所生活介護	サービス量	（日）	80,842	82,295	82,866	86,786	87,534	91,906	92,849
介護予防短期入所生活介護	サービス量	（日）	1,384	1,955	1,740	2,098	2,102	2,102	2,198
合計	給付費	（千円）	657,008	676,990	687,383	722,374	730,282	765,347	768,789
合計	サービス量	（日）	82,226	84,250	84,606	88,884	89,636	94,008	95,047

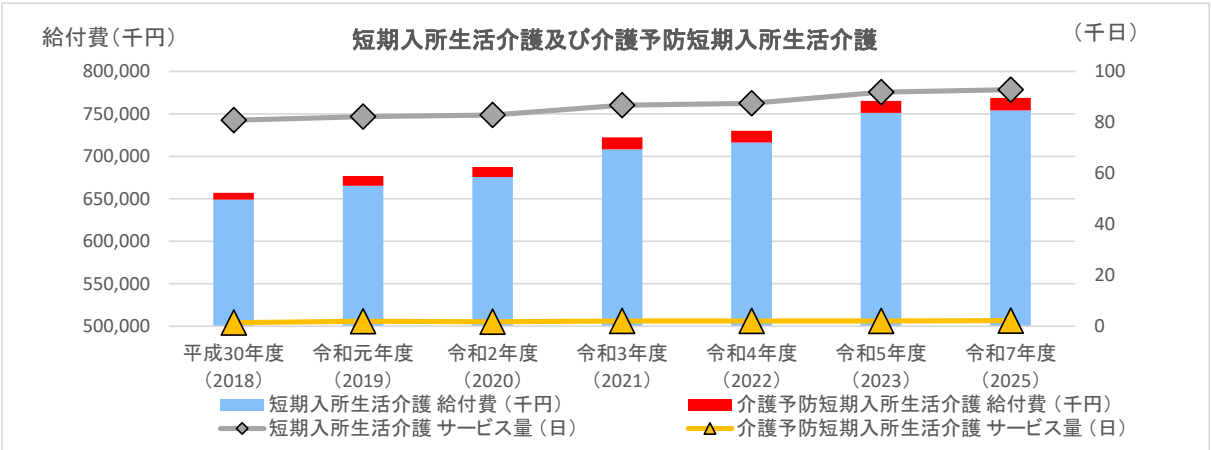

⑨ 短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設等への短期間の入所により、看護・医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を行います。

○短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
短期入所療養介護	給付費	（千円）	25,081	26,889	26,832	28,105	28,984	30,196	34,396
介護予防短期入所療養介護	給付費	（千円）	232	411	450	527	527	527	1,054
短期入所療養介護	サービス量	（日）	2,444	2,620	2,486	2,599	2,683	2,806	3,202
介護予防短期入所療養介護	サービス量	（日）	32	52	60	60	60	60	120
合計	給付費	（千円）	25,313	27,300	27,282	28,632	29,511	30,723	35,450
合計	サービス量	（日）	2,476	2,672	2,546	2,659	2,743	2,866	3,322

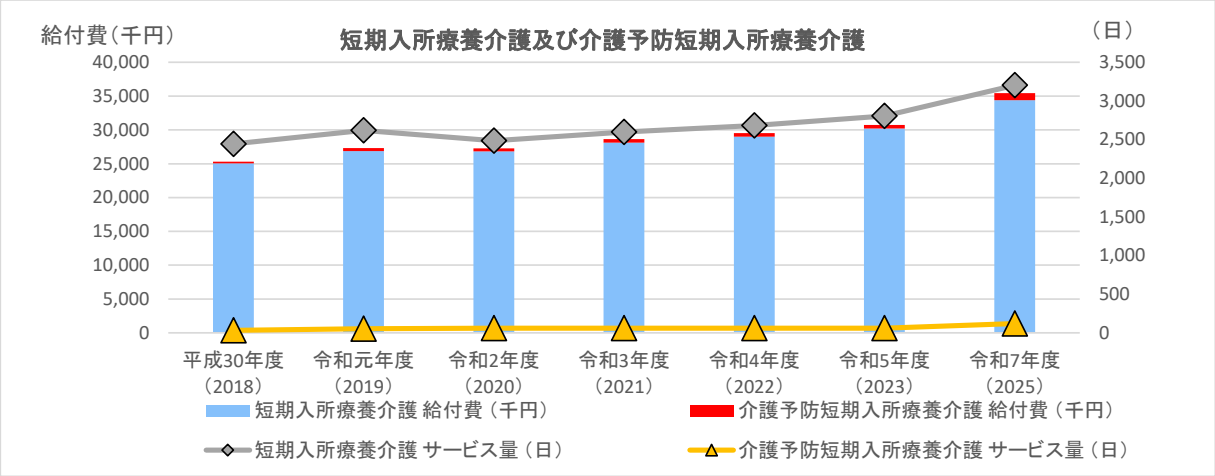

⑩ 福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・歩行器等の福祉用具のレンタルを行います。

○福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
福祉用具貸与	給付費	（千円）	636,288	644,830	666,118	667,142	676,081	696,204	696,001
介護予防福祉用具貸与	給付費	（千円）	89,367	101,452	108,728	116,482	120,720	125,867	128,452
福祉用具貸与	サービス量	（人）	44,340	44,676	45,444	46,032	47,124	48,552	48,900
介護予防福祉用具貸与	サービス量	（人）	12,624	14,016	14,436	15,480	16,044	16,728	17,064
合計	給付費	（千円）	725,655	746,282	774,846	783,624	796,801	822,071	824,453
合計	サービス量	（人）	56,964	58,692	59,880	61,512	63,168	65,280	65,964

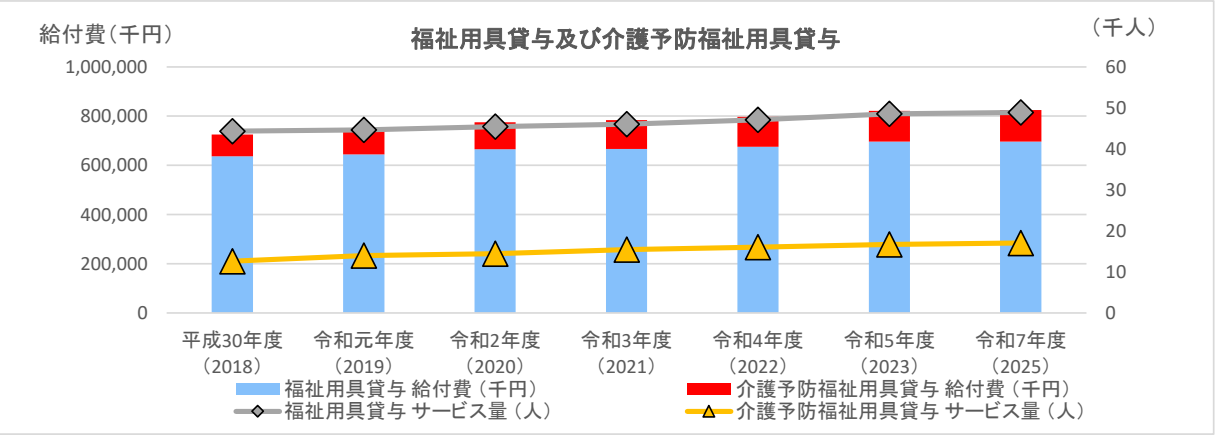

⑪ 特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに用いる特定の福祉用具を購入した場合、その費用の一部を支給します。

○特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
特定福祉用具販売	給付費	（千円）	29,098	30,852	27,752	27,689	28,062	28,062	29,636
介護予防特定福祉用具販売	給付費	（千円）	7,380	7,213	9,319	8,588	10,049	10,397	10,779
特定福祉用具販売	サービス量	（人）	924	960	888	888	900	900	948
介護予防特定福祉用具販売	サービス量	（人）	288	276	300	276	324	336	348
合計	給付費	（千円）	36,478	38,065	37,071	36,277	38,111	38,459	40,415
合計	サービス量	（人）	1,212	1,236	1,188	1,164	1,224	1,236	1,296

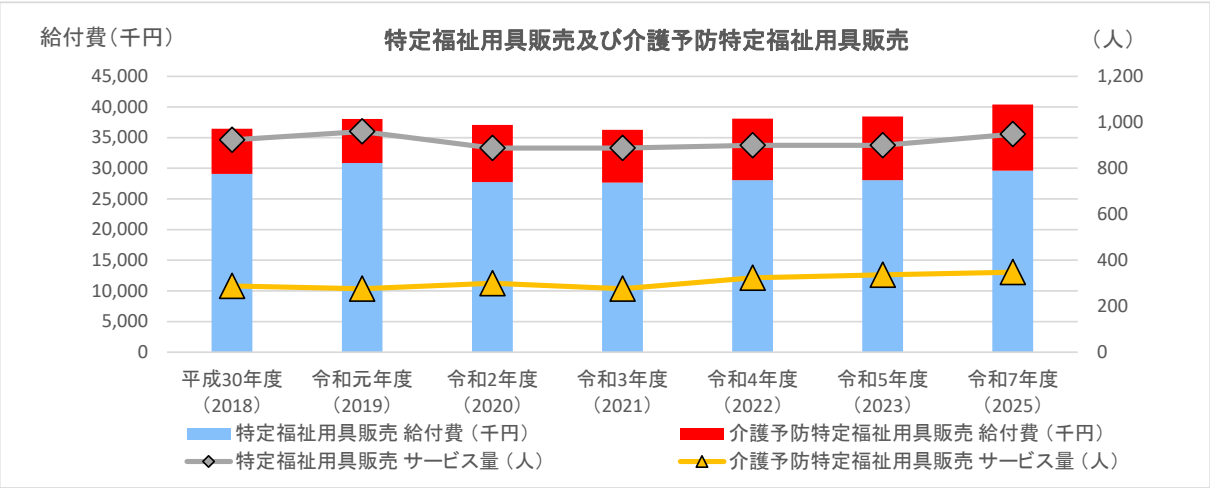

⑫ 住宅改修

手すりの取り付け、段差解消、滑りの防止等の住宅改修を行った場合に、改修費用の一部を支給します。

○住宅改修、介護予防住宅改修の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
住宅改修	給付費	（千円）	45,138	40,612	44,109	45,148	45,148	46,659	50,476
介護予防住宅改修	給付費	（千円）	24,931	24,673	23,344	24,675	25,458	29,318	33,179
住宅改修	サービス量	（人）	672	660	660	696	696	720	780
介護予防住宅改修	サービス量	（人）	396	396	324	384	396	456	516
合計	給付費	（千円）	70,069	65,285	67,453	69,823	70,606	75,977	83,655
合計	サービス量	（人）	1,068	1,056	984	1,080	1,092	1,176	1,296

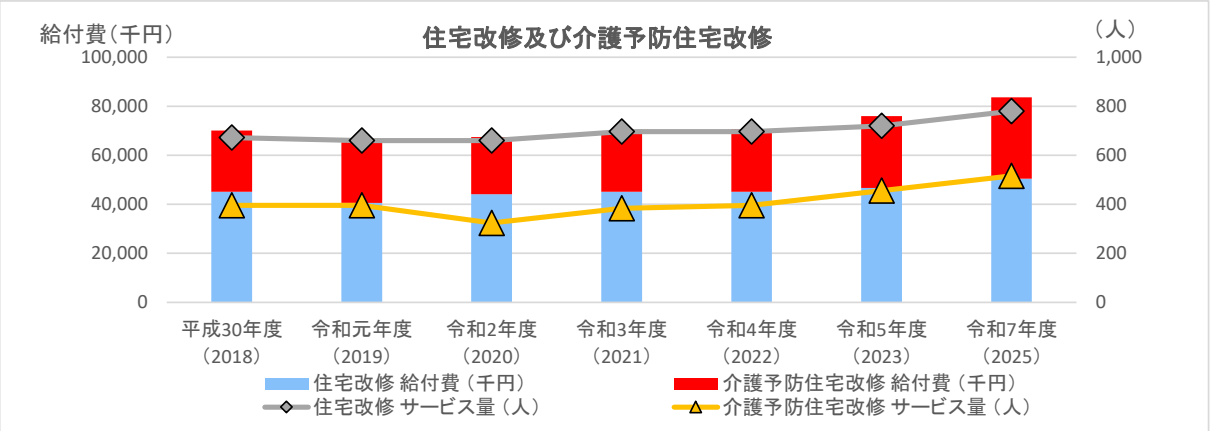

⑬ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話等や機能訓練を行います。

○特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
特定施設入居者生活介護	給付費	（千円）	649,267	649,556	712,632	761,022	775,497	793,194	815,770
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費	（千円）	37,854	37,856	36,517	36,742	38,545	39,230	39,915
特定施設入居者生活介護	サービス量	（人）	3,660	3,624	3,816	4,044	4,128	4,224	4,332
介護予防特定施設入居者生活介護	サービス量	（人）	516	516	492	492	516	528	540
合計	給付費	（千円）	687,121	687,412	749,149	797,764	814,042	832,424	855,685
合計	サービス量	（人）	4,176	4,140	4,308	4,536	4,644	4,752	4,872
合計	定員	（床）	583	583	583	583	583	583	583

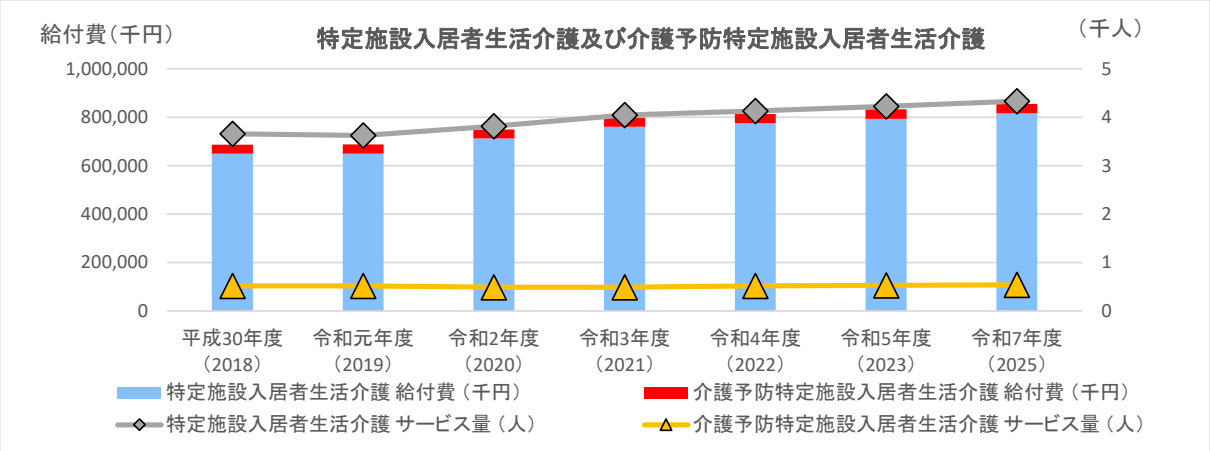

⑭ 居宅介護支援（介護予防支援を含む）

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが介護サービスのケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整や施設の紹介等を行います。

○居宅介護支援、介護予防支援の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
居宅介護支援	給付費	（千円）	824,413	817,210	831,484	834,522	840,674	863,323	872,867
介護予防支援	給付費	（千円）	65,868	72,360	74,213	79,283	82,816	87,378	88,880
居宅介護支援	サービス量	（人）	57,936	57,324	57,636	57,660	58,104	59,640	60,360
介護予防支援	サービス量	（人）	14,844	16,296	16,704	17,736	18,516	19,536	19,872
合計	給付費	（千円）	890,281	889,570	905,697	913,805	923,490	950,701	961,747
合計	サービス量	（人）	72,780	73,620	74,340	75,396	76,620	79,176	80,232

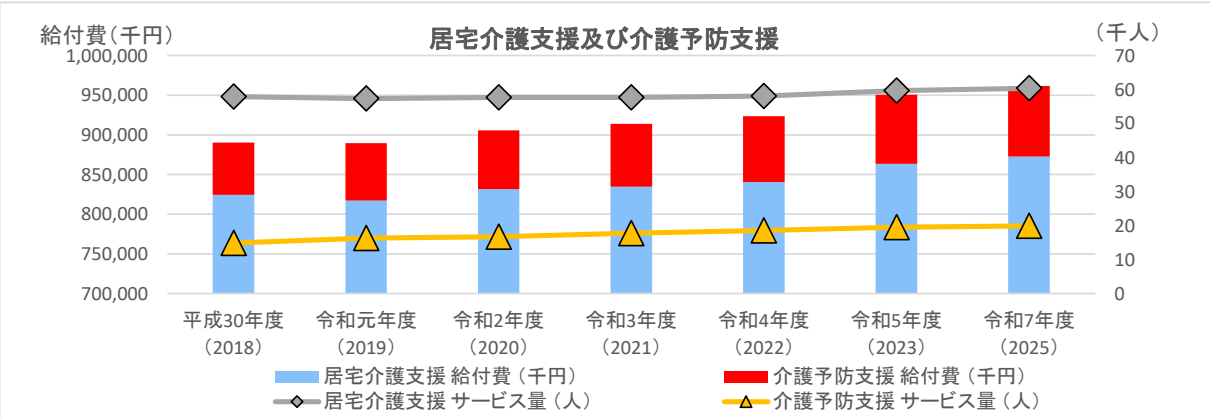

（２）地域密着型サービス（介護予防サービスを含む）

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が連携しながら、定期的な巡回訪問と随時の対応を行います。

・本計画整備分（１事業所）の増加を見込みます。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	（千円）	24,713	38,897	50,020	60,121	74,536	74,536	74,536
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス量	（人）	216	348	468	564	720	720	720

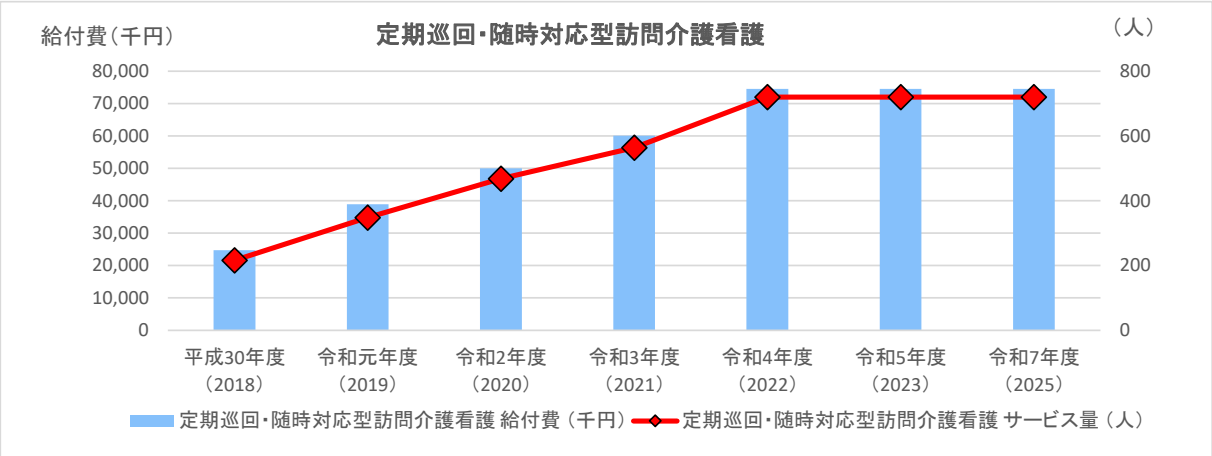

② 看護小規模多機能型居宅介護

・医療ニーズが高い要介護者に対して、小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、訪問看護のサービスを提供します。

・本計画整備分（１事業所及びサテライト型）の増加を見込みます。

○看護小規模多機能型居宅介護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	（千円）	90,200	129,779	142,026	153,182	250,574	256,145	258,121
看護小規模多機能型居宅介護	サービス量	（人）	312	456	516	564	948	984	996

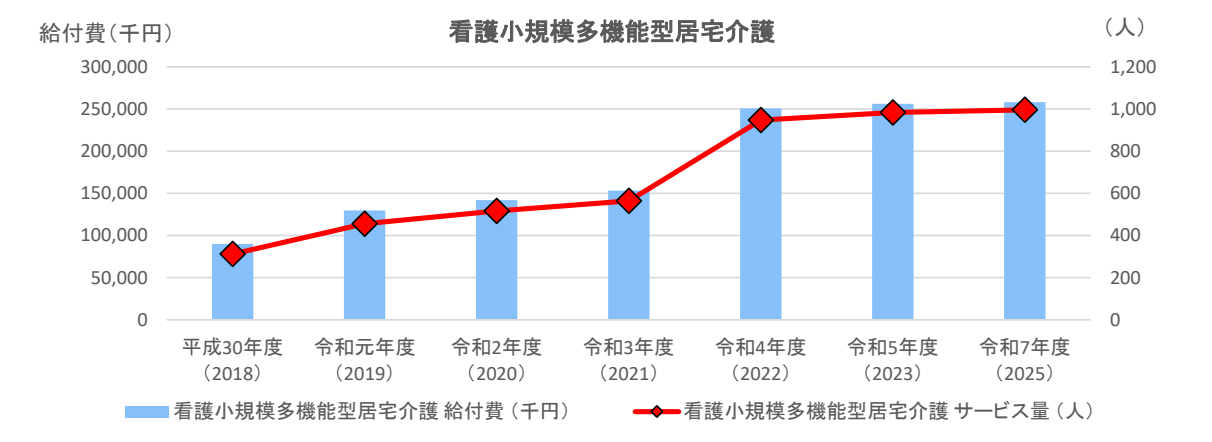

③ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

・認知症の人を対象とした、１ユニット９人の家庭的な雰囲気の入居施設です。

・本計画整備分（２ユニット18床）の増加を見込みます。

○認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
認知症対応型共同生活介護	給付費	（千円）	1,474,925	1,525,736	1,681,441	1,777,351	1,814,559	1,857,173	1,894,401
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	（千円）	16	1,900	4,743	8,156	8,161	8,161	0
認知症対応型共同生活介護	サービス量	（人）	6,156	6,204	6,660	7,008	7,152	7,320	7,464
介護予防認知症対応型共同生活介護	サービス量	（人）	12	12	24	36	36	36	0
合計	給付費	（千円）	1,474,941	1,527,636	1,686,184	1,785,507	1,822,720	1,865,334	1,894,401
合計	サービス量	（人）	6,168	6,216	6,684	7,044	7,188	7,356	7,464
合計	定員	（床）	522	540	612	612	630	630	630

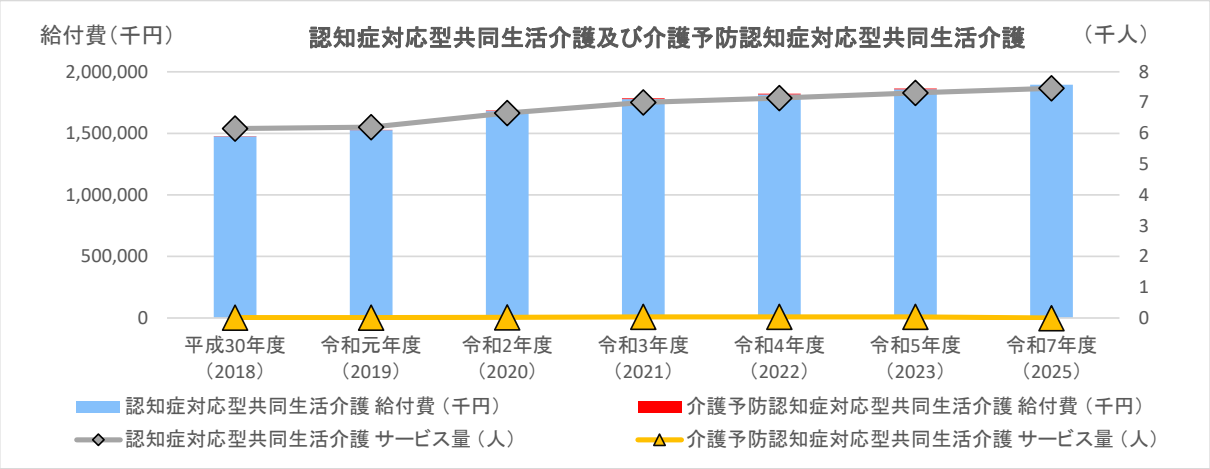

④ 地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)

定員18人以下のデイサービスです。

○地域密着型通所介護、地域密着型介護予防通所介護の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
地域密着型通所介護	給付費	（千円）	902,939	903,533	892,892	919,900	929,305	941,154	963,430
地域密着型通所介護	サービス量	（回）	113,107	114,671	112,530	115,213	116,816	118,152	121,048

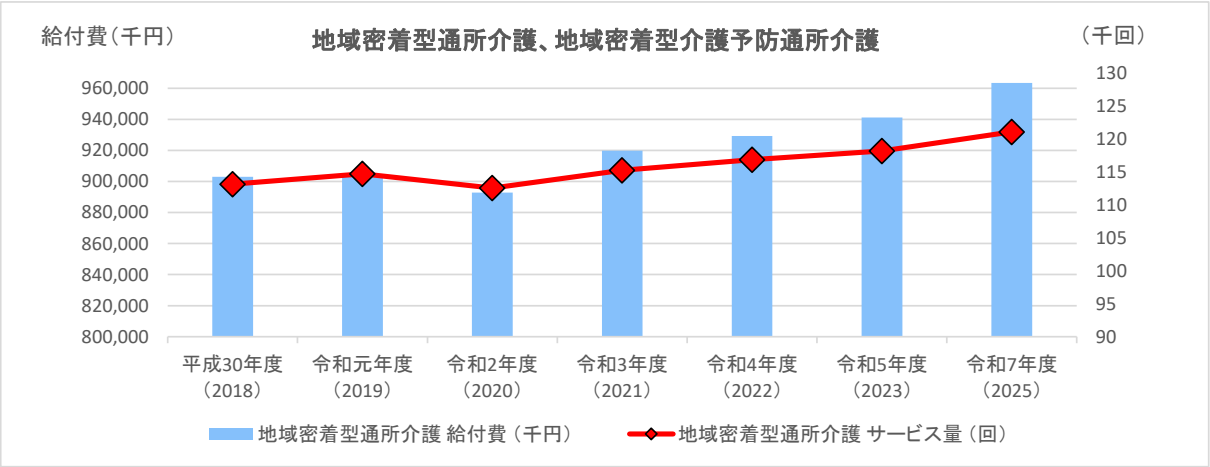

⑤ 認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)

認知症の人を対象に、事業所への通所により入浴・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行います。

○認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の給付費及びサービス量の推計 （年間）

区　分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
認知症対応型通所介護	給付費	（千円）	257,536	235,987	239,763	238,134	240,514	245,839	250,442
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	（千円）	1,223	1,361	0	791	754	754	1,507
認知症対応型通所介護	サービス量	（回）	23,903	22,000	22,195	22,129	22,373	22,871	23,321
介護予防認知症対応型通所介護	サービス量	（回）	128	172	0	76	72	72	144
合計	給付費	（千円）	258,759	237,348	239,763	238,925	241,268	246,593	251,949
合計	サービス量	（回）	24,031	22,172	22,195	22,205	22,445	22,943	23,465

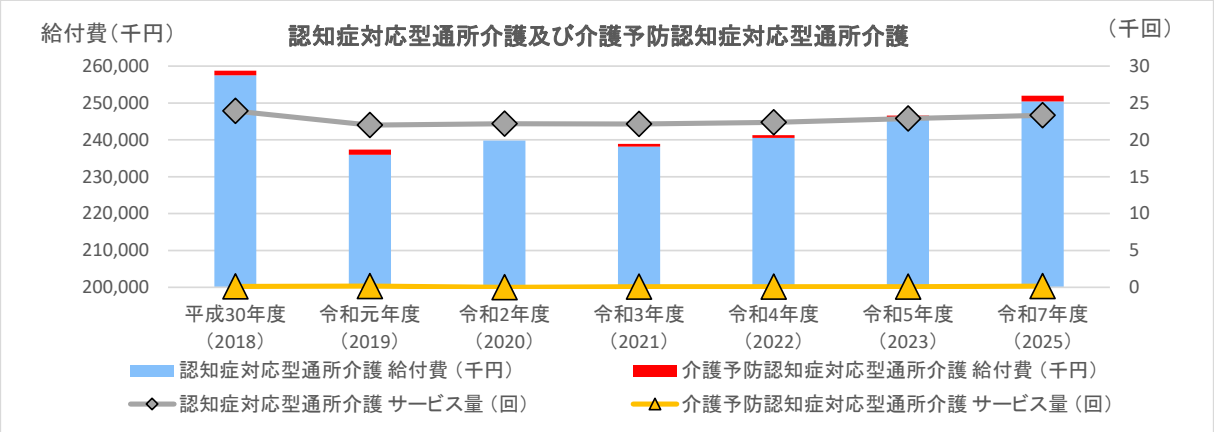

⑥ 小規模多機能型居宅介護

「通い」、「訪問」、「宿泊」のサービスを組み合わせて、入浴・食事等の介護、家事援助、健康状態の確認等日常生活上の世話や機能訓練を行います。

○小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の給付費及びサービス量の推計 （年間）

区　分			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)
小規模多機能型居宅介護	給付費	（千円）	775,145	763,754	768,031	776,713	792,140	810,581	812,776
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	（千円）	9,234	11,833	14,007	19,872	19,883	20,784	21,329
小規模多機能型居宅介護	サービス量	（人）	3,948	3,900	3,912	3,960	4,056	4,152	4,176
介護予防小規模多機能型居宅介護	サービス量	（人）	144	192	240	336	336	348	360
合計	給付費	（千円）	784,379	775,587	782,038	796,585	812,023	831,365	834,105
合計	サービス量	（人）	4,092	4,092	4,152	4,296	4,392	4,500	4,536

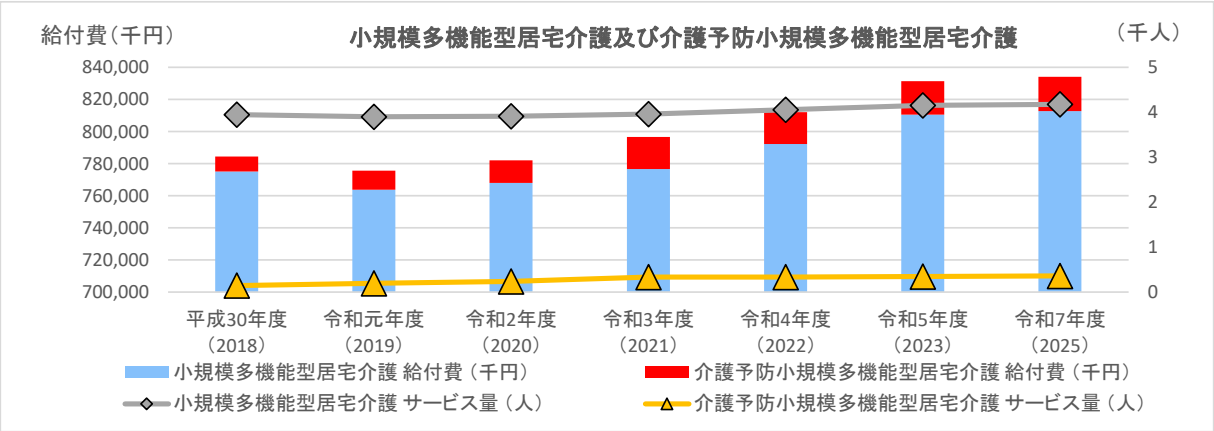

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)です。

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区　　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	（千円）	272,686	277,906	271,060	272,725	272,876	272,876	279,503
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	サービス量	（人）	948	948	936	936	936	936	960
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員	（床）	78	78	78	78	78	78	78

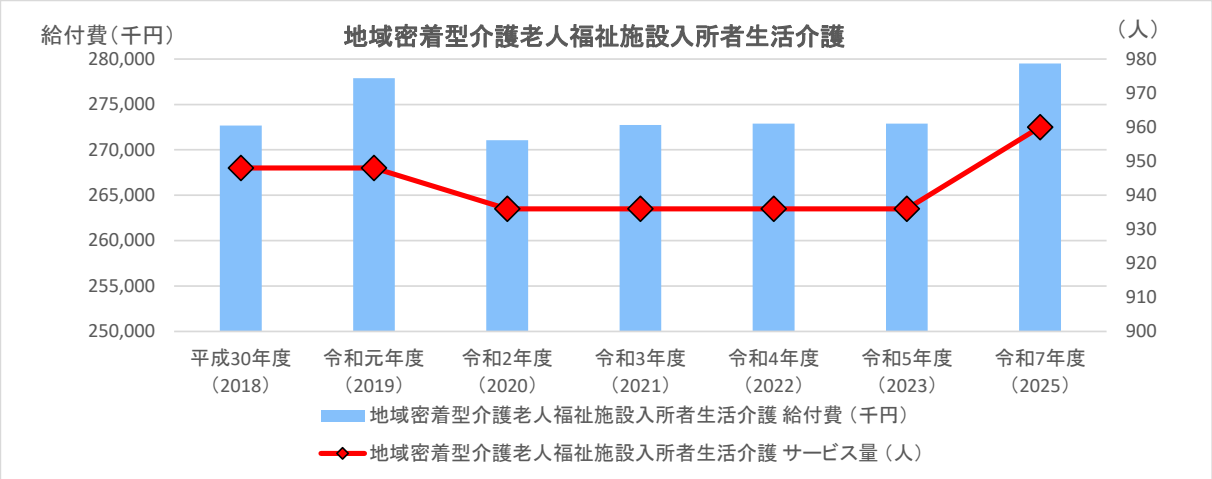

（３）施設サービス

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護３以上の方を対象に入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理等を行います。

○介護老人福祉施設の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　　分		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
介護老人福祉施設　給付費	（千円）	3,074,330	3,110,332	3,211,531	3,248,449	3,251,822	3,252,304	3,491,004
介護老人福祉施設　サービス量	（人）	11,976	11,976	12,060	12,120	12,120	12,120	12,996
介護老人福祉施設　定員	（床）	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

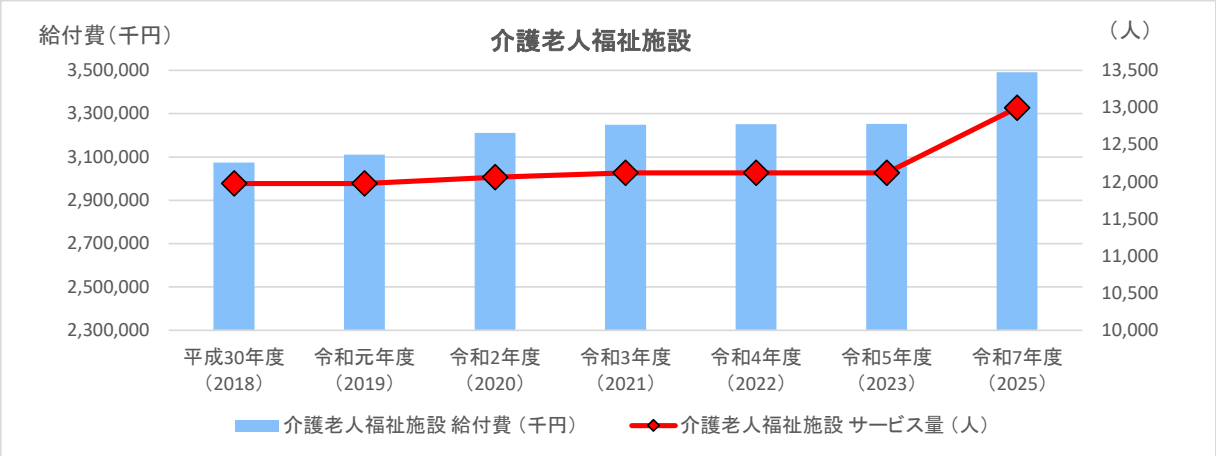

② 介護老人保健施設

・医療的ケアが必要で病状が安定している方に対して、在宅復帰を目指して医学的な管理のもとリハビリテーションに重点を置いたケアを行います。

・本計画期間中の介護医療院への転換による減少を見込みます。

○介護老人保健施設の給付費及びサービス量の推計　（年間）

区　　分		平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
介護老人保健施設　給付費	（千円）	1,903,605	1,922,216	2,011,822	2,006,387	2,016,559	1,887,131	1,823,131
介護老人保健施設　サービス量	（人）	7,332	7,248	7,380	7,308	7,344	6,876	6,624
介護老人保健施設　定員	（床）	654	654	654	654	654	564	564

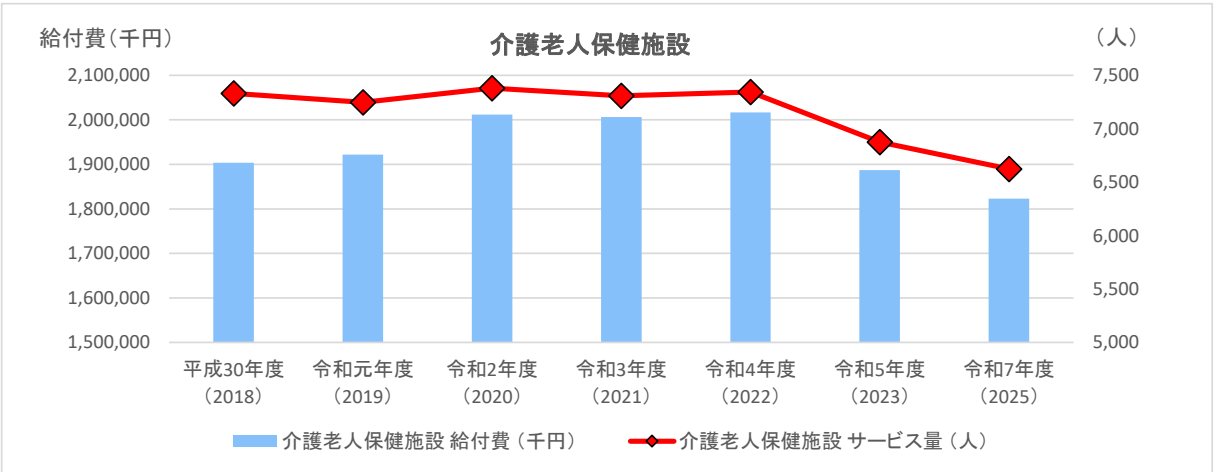

③ 介護医療院

・長期にわたり療養が必要な利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

・本計画整備分の増加（介護療養病床及び介護老人保健施設からの転換分）を見込みます。

○介護医療院の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
介護医療院	給付費	（千円）	0	7,489	13,231	67,120	344,093	732,465	839,316
介護医療院	サービス量	（人）	0	24	36	192	960	2,064	2,400
介護医療院	定員	（床）	0	0	0	0	128	218	218

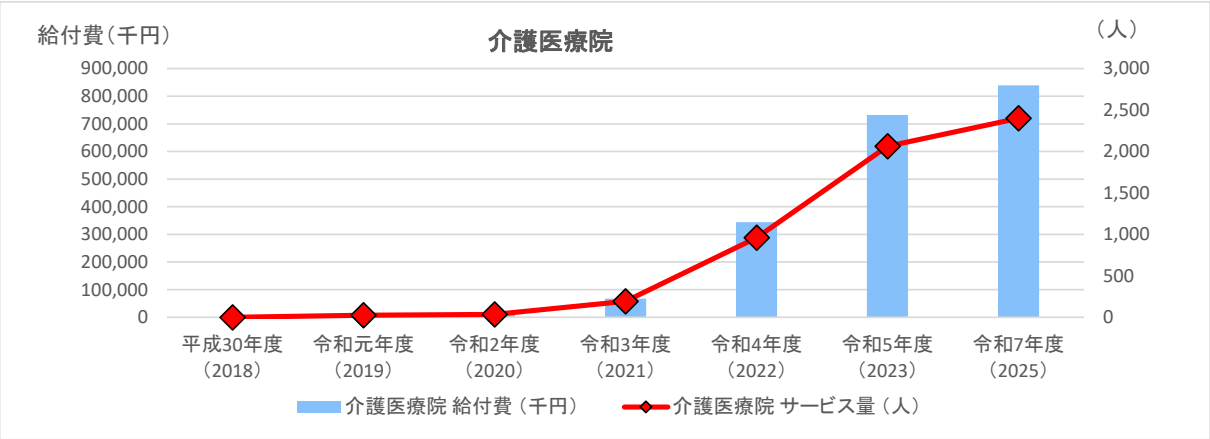

④ 介護療養型医療施設

市内に介護療養型医療施設は無く、令和元年度以降の市外施設の利用実績も無いことから、本計画期間中の見込み量をゼロとしています。

○介護療養型医療施設の給付費及びサービス量の推計

（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
介護療養型医療施設	給付費	（千円）	6,678	0	0	0	0	0	
介護療養型医療施設	サービス量	（人）	12	0	0	0	0	0	

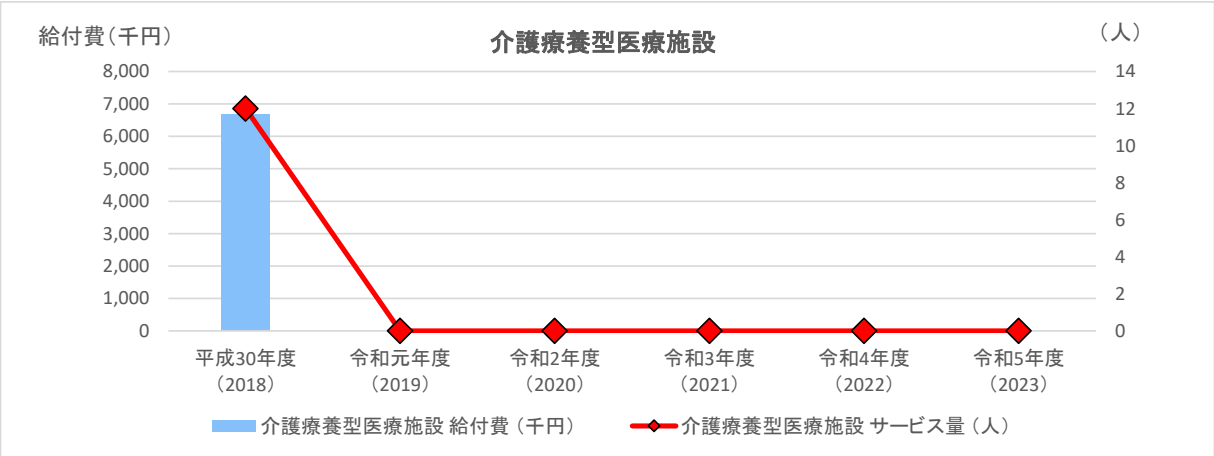

（4）介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス）

① 訪問型サービス

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、家事援助等、自立支援に向けた支援を行います。

○訪問介護従前相当サービス費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
訪問介護従前相当サービス	事業費	（千円）	84,492	91,713	96,700	100,426	102,336	104,287	106,672
訪問介護従前相当サービス	サービス量	（人）	4,752	5,076	5,400	5,556	5,664	5,772	5,904

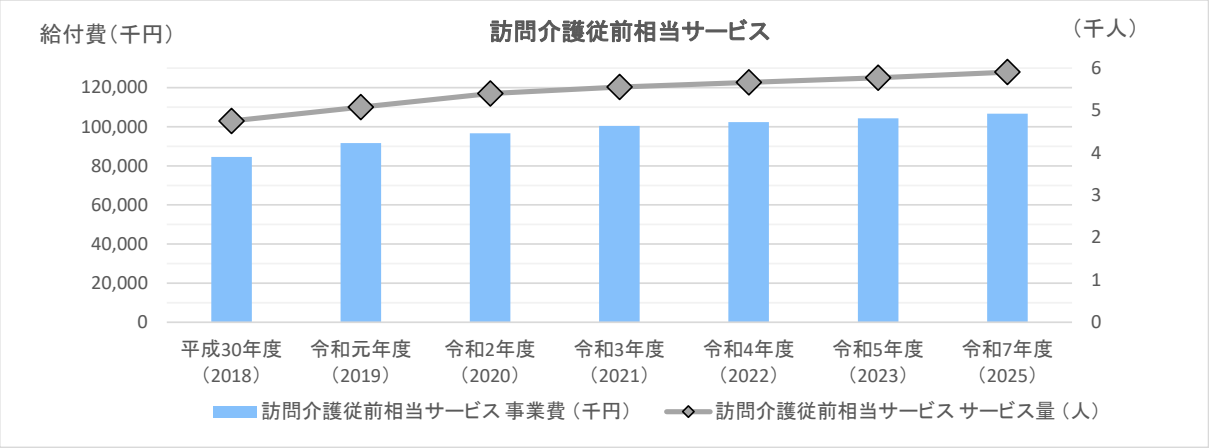

② 通所型サービス

・デイサービス事業所で心身の機能向上に向けた機能訓練を行います。

・地域の身近な場所で体操やレクリエーション等を行います。

○通所型サービス費及びサービス量の推計　（年間）

区　分			平成30年度（2018）	令和元年度（2019）	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和7年度（2025）
通所介護従前相当サービス	事業費	（千円）	254,950	278,423	291,684	299,210	305,099	310,797	318,308
通所型サービスA	事業費	（千円）	19,312	22,146	30,828	28,991	28,991	28,991	28,991
通所型サービスC	事業費	（千円）	10,723	6,676	7,688	7,495	7,495	7,495	7,495
通所介護従前相当サービス	サービス量	（人）	11,748	12,900	13,380	13,860	14,136	14,400	14,748
通所型サービスA	サービス量	（人）	1,608	1,884	2,256	2,340	2,340	2,340	2,340
通所型サービスC	サービス量	（人）	669	479	551	444	444	444	444
合計	事業費	（千円）	284,985	307,245	330,200	335,696	341,585	347,283	354,794
合計	サービス量	（人）	14,025	15,263	16,187	16,644	16,920	17,184	17,532

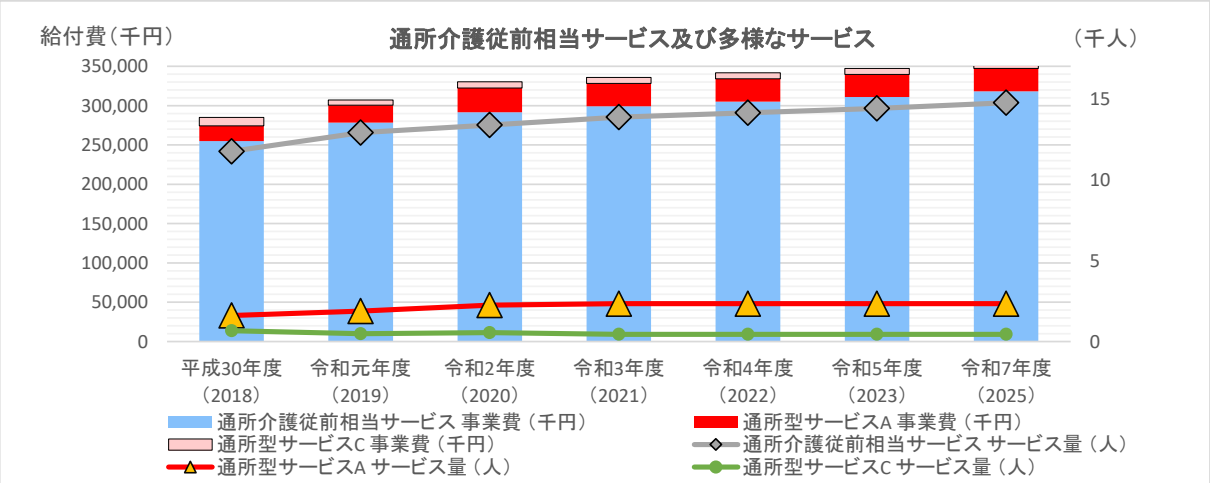

2　介護サービスの基盤整備目標

本市では、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年度(2025)及び現役世代が急減する令和 22 年度(2040)の双方を見据えつつ、将来の介護ニーズを踏まえて、本計画期間中に必要となる介護サービスの基盤の維持・整備を行っていきます。

これまでも、将来の介護ニーズに対する提供体制を構築するため、介護サービスの基盤整備を計画的に進めてきました。

しかしながら、現下の介護人材不足に伴い、受入定員の減少や休・廃止を行う事業所等が増加しており、全ての介護サービス事業所等においてサービス供給体制が整っている状況ではありません。そのため、本市では、本計画期間中に介護人材の確保・定着施策を重点的に行い、既存の介護サービス提供体制を充実させていきます。

また、市内においては、今後も有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいくことが見込まれており、現状において、これらの高齢者向け住まいが多様な介護ニーズの受け皿となってきていることから、本計画期間中においては、施設サービスの積極的な基盤整備は行わず、在宅生活者に必要な地域密着型サービスの基盤整備を中心に行っていきます。

一方、介護保険法等の改正により、平成 30 年(2018) 4 月に共生型サービスが創設され、介護保険または障がい福祉のいずれかの居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定を受けやすくなりました。

本市においても、障がい者が高齢期になっても、これまで利用してきた障がい福祉サービス事業所が実施する共生型介護サービスを利用することができ、また障がい児・者が日常生活圏域内で介護サービス事業所の行う共生型障がい福祉サービスが利用できるよう、共生型サービス事業所の拡大に向けた取組を進めます。

（1）施設サービス

市内の介護老人福祉施設の入所申込者は、平成 29 年(2017)には 1,053 人でしたが、令和 2 年(2020)には 885 人に減少しています。このうち、入所要件の要介護 3 以上で入所の必要性が高い在宅生活者は 299 人であり、平成 29 年(2017)の 285 人から横ばいで推移しており、本計画期間中もその傾向は継続すると見込まれます。

また、要介護 3 以上で在宅以外(介護老人保健施設や有料老人ホーム等の入所者)からの申込者数は、平成 29 年(2017)には 525 人でしたが、令和 2 年(2020)には 468 人に減少しています。

一方、介護老人福祉施設における年間の新規入所者数は、300 人程度となっており、一定の待機者が存在しています。

本市の現状において、次の理由から、介護老人福祉施設の本計画期間中の整備は行わないこととします。

○ 現状において、介護老人福祉施設の入所申込者は、他の施設サービスや在宅サービスの利用により、生活が維持できていること。

○ 多様な介護ニーズの受け皿となる有料老人ホーム等の増加が見込まれること。

○ 介護老人福祉施設は、市外施設の利用も可能であること。

介護老人保健施設については、現状及び将来推計においても、概ね定員の枠内に収まっていることから、本計画期間中の整備は行わないこととします。

平成 30 年度(2018)に創設された介護医療院は、現時点で市内には整備されていませんが、療養病床を有する医療機関及び既設の介護老人保健施設が本計画期間中に介護医療院に転換する予定です。

区分	令和２年度(2020)末の既整備数	第８期整備計画数	定員計	施設数	第８期	第９期
					令和５年度(2023)推計	令和７年度(2025)推計
介護老人福祉施設	１，０１０床	０床	１，０１０床	１５	１，０１０床	１，０８３床
介護老人保健施設	６５４床	△９０床	５６４床	７	５７３床	５５２床
介護医療院	０床	２１８床	２１８床	３	１７２床	２００床

（２）居住系サービス

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、養護老人ホームまたは軽費老人ホーム等の特定施設において入浴・排せつ・食事等の介護サービスが提供される介護サービスであり、市内に 12 施設が指定されています。

特定施設入居者生活介護の現状及び将来推計においても、定員の枠内に収まっていることから、本計画期間中の整備は行わないこととします。

区分	令和２年度(2020)末の既整備数	第８期整備計画数	定員計	施設数	第８期	第９期
					令和５年度(2023)推計	令和７年度(2025)推計
特定施設入居者生活介護	５８３床	０床	５８３床	１２	３９６床	４０６床

（３）地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要支援や要介護の状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、地域で生活を支えていく介護保険サービスです。

本市では、日常生活圏域にバランス良くサービス提供体制を構築していくため、これまでも各圏域に必要な地域密着型サービスの整備を行ってきました。

しかしながら、令和元年度(2019)に本市が居宅介護支援事業所を対象に実施した「介護サービスの過不足状況調査」の結果を見ると、各圏域において不足すると回答のあったサービスもあり、高齢者等が住み慣れた地域での生活を継続するためには、更なる基盤の整備を進めていく必要があります。

また、近年、急性期病床等の入院期間短縮等の影響により、退院後の在宅生活に不安を抱えるケースが増加傾向にあります。退院後も医療的な処置が必要となる高齢者等が安心して在宅

で過ごせるよう、医療ニーズの高い高齢者を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供体制を拡充していく必要があります。

これらのサービスは、介護サービスの過不足状況調査結果においても、不足していると回答の多かったサービスであり、本計画期間中に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備を行います。また、第７期計画期間中に事業廃止により 18 床減少となった認知症対応型共同生活介護についても整備を行います。

【本計画期間中の地域密着型サービス整備目標】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護　　１か所
- 看護小規模多機能型居宅介護　　１か所
- 看護小規模多機能型居宅介護サテライト型　１か所
- 認知症対応型共同生活介護　　18 床

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	令和２年度(2020)末の既整備数	うち第７期計画期間中の整備数	第８期整備計画数	合計
事業所数	2	1	1	3

・第７期計画期間中に第一圏域に１か所整備を行いました。

・上記理由により、本計画期間中に１か所の整備を行います。整備にあたっては、令和３年度(2021)中に参入希望の事業者向け説明会を開催後、公募により事業者を選定します。

② 看護小規模多機能型居宅介護

区分	令和２年度(2020)末の既整備数	うち第７期計画期間中の整備数	第８期整備計画数	合計
事業所数	1	0	1	2

・第７期計画期間中に斐川西圏域でサテライト型事業所１か所の整備を行いました。

・上記理由により、本計画期間中に１か所の整備を行います。整備にあたっては、令和３年度(2021)中に公募により事業者を選定します。

・また、本計画期間中に既存事業所（斐川西圏域）のサテライト型事業所１か所を整備します。

③ 認知症対応型共同生活介護

区分	令和２年度(2020)末の既整備数	うち第７期計画期間中の整備数	第８期整備計画数	合計
事業所数	４０	8	2	４２
定員数	６１２	１０８	１８	６３０

・第７期計画期間中に認知症対応型共同生活介護 108 床の整備を行いましたが、同期間中に２事業所（２ユニット）の事業廃止により 18 床の減少となりました。そのため、本計画期間中に 18 床の整備を行います。

・整備にあたっては、令和３年度(2021)中に公募により事業者を選定しますが、事業所運営の効率化及び介護人材不足の観点から、既存事業所（現在１ユニットで運営する事業所）の増床による施設整備を優先的に行います。

④ 地域密着型通所介護

区分	令和２年度(2020)末の既整備数（うち休止数）	うち第７期計画期間中の整備数	第８期整備計画数	合計
事業所数	４５（４）	5	※	４５＋α

※市内事業所の今後の休・廃止状況を勘案しながら整備を行います。

⑤ 認知症対応型通所介護

区分	令和２年度(2020)末の既整備数（うち休止数）	うち第７期計画期間中の整備数	第８期整備計画数	合計
事業所数	１１（１）	0	0	１１

・第７期計画期間中のサービス量が減少傾向にあるとともに、将来推計についても横ばいで推移していく見込みであるため、本計画期間中の整備は行わないこととします。

⑥ 小規模多機能型居宅介護

区分	令和２年度(2020)末の既整備数	うち第７期計画期間中の整備数	第８期整備計画数	合計
事業所数	１７	0	0	１７

・事業所における定員に対する登録者数の割合が、８割程度（平均値）であることから、本計画期間中の整備は行わないこととします。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区分	令和２年度(2020)末の既整備数	うち第７期計画期間中の整備数	第８期整備計画数	合計
事業所数	3	0	0	3
定員数	７８	0	0	７８

・将来推計において、概ね定員数の枠内に収まっているため、本計画期間中の整備は行わないこととします。

○日常生活圏域毎の地域密着型サービス事業所数【令和３年(2021)１月末時点】

サービス種類 / 圏域名		①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	②看護小規模多機能型居宅介護	③認知症対応型共同生活介護	④地域密着型通所介護	⑤認知症対応型通所介護	⑥小規模多機能型居宅介護	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
1	第一	1	0	3	5	2	2	1
2	第二	0	0	5	6	0	1	0
3	第三	0	0	2	4	1	2	1
4	浜山	0	0	2	5	1	1	0
5	南	0	0	1	4	0	1	0
6	河南	0	0	2	1	2	2	1
7	平田	0	0	5	5	0	1	0
8	旭丘	0	0	1	0	1	1	0
9	光	0	0	3	1	1	1	0
10	佐田	0	0	1	3	0	0	0
11	多伎	0	0	1	0	1	0	0
12	湖陵	0	0	2	2	0	1	0
13	大社	0	0	5	1	0	1	0
14	斐川西	1	1	1	4	0	2	0
15	斐川東	0	0	4	4	2	1	0
合計		2	1	38	45	11	17	3

※上表には、事業の休止中の事業所を含みます。

3　介護人材の確保・定着に係る施策の推進

本市が令和２年度(2020)に実施した「介護人材の確保・定着に係る施策に関するアンケート調査」によると、市内介護サービス事業所等における介護職員等（正規職員）の採用状況は、事業所側の採用希望に対する充足率が 76.5%であり、平成 28 年度(2016)調査の 77.1%から若干低下しており、依然として厳しい採用状況となっています。

一方、離職者の状況では、１年間の離職者数が 424 人と平成 28 年度(2016)調査の 324 人を大きく上回る結果となり、自己都合による割合が 95.2%と高い状況にあります。

また、県福祉人材センターが実施した「介護職有効求人数・有効求職者数動向調査」によると、県内における介護職の有効求人倍率は年々上昇し、平成 26 年度(2014)に 1.46 倍であったものが、令和元年度(2019)には 3.17 倍と６年間で２倍以上となり、介護職員の確保は極めて厳しい状況にあります。

さらに、県が令和元年度(2019)に実施した「介護職員調査」によると、市内の介護職員は、常勤換算による推計値では 2,792 人（平成 31 年(2019)１月１日時点）ですが、今後は生産年齢人口の減少に伴い、特段の施策を講じず、雇用情勢の変化がないと仮定した場合、令和 22 年(2040)には約 13%減少し、2,426 人になると推計されています。

このような中、依然として続く厳しい雇用情勢を背景に、市内においても人材不足により受入定員を減員せざるを得ない事業所や休止・廃止事業所が増加傾向にあるなど、介護人材不足の解消は本市の喫緊の課題です。

そのため、令和２年度(2020)から本計画の最終年度となる令和５年度(2023)までを、本市における介護人材確保・定着施策の集中実施期間に位置づけ、各種施策を推進するとともに、介護現場における業務仕分けや介護ロボット・ＩＣＴの活用等による介護現場の革新を進め、将来的に質の高い安定した介護サービスを供給していくための体制づくりを進めていきます。

（１）介護業界全体のイメージアップに向けた取組

「介護人材の確保・定着に係る施策に関するアンケート調査」によると、介護サービス事業所等が保険者に期待する施策として「介護職場のイメージアップ」が最も多かったため、引き続き、イメージアップにつながる施策を推進します。

① ホームページＩＺＵＭＯ ＫＡＩＧＯ ＬＩＶＥ！による情報発信の強化

ホームページやＳＮＳの媒体により、介護の魅力を介護現場や介護を目指す学生や保護者、教員を含めた多様な年齢層に向けて発信し、介護業界全体のイメージアップを図り、介護職場への就業促進及び定着につなげていきます。

② 介護業界をＰＲするためのイベント参加経費補助

介護業界のイメージアップを業界全体で推進していくため、介護の魅力発信を目的に市や県が主催するイベントに参加する市内職能団体等に対し、参加経費等を補助します。また、介護サービス事業所等に対して、各種団体が開催する就職フェア等の情報発信を行います。

（２）介護人材の定着に向けた取組

人材育成や各種専門性向上のための研修会等を開催することにより、市内介護職員のキャリアアップを図るとともに、介護職員の離職を防止し、職場定着を図るための取組を推進します。

① キャリアアップ研修会の開催

介護サービス事業所等の管理者や中堅職員向けの研修会を開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、マネジメント能力の向上、サービスの質の向上を図ります。

また、医療的ケア・認知症ケア等の専門的な知識・技術習得や、多職種協働のため必要となる知識習得を目的とした研修会を開催し、介護人材の質の向上を図ります。

② 若手職員交流推進事業

勤務経験年数が概ね３年未満の若手介護職員が一堂に会し、事業所を越えた職員同士のネットワークを構築し、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手職員の離職を防止し、職場定着を図ります。

③ 経営者向け研修会の開催

介護サービス事業所等の経営者層向けに、施設運営に係るテーマの研修会を開催し、サービスの質の向上を図ります。

④ 他事業所のいいとこ発見！見学会の開催

介護職員は、自施設以外の事業所を見学する機会が少なく、特に転職したことの無い若手職員は、自施設でのケアの方法やルールが当然のこととなっています。

そこで、自施設でのサービスを見直すきっかけとし、更なるサービスの質の向上を図るため、他事業所の見学会を開催します。

（３）介護人材の確保に向けた取組

中高年齢者や外国人など多様な介護人材の確保及び中学生・高校生へのアプローチなど、将来を見据えた介護人材の確保に向けた取組を推進します。

① 介護の職場見学会（模擬授業体験会）の開催

将来の担い手となる若者（中学生・高校生)、保護者、教員向け及び地域の中高年齢者等向けに介護施設等の見学や介護福祉士養成校での模擬授業体験会を開催します。

② 介護の入門的研修の開催

介護未経験者の介護分野への参入を促進するため、介護分野で働く際の不安を払拭し、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修会を開催します。研修後、修了者と市内介護サービス事業所等とのマッチングを行い、介護助手を輩出します。

③ 中学生向け介護の基礎的講座の開催

中学校学習指導要領の改訂により、「技術・家庭科」で、介護など高齢者との関わりを実践的に学習することが規定され、令和３年度(2021)から完全実施することになりました。

介護職員を中学校に講師として派遣し、介護学習を効果的に実施する「介護の基礎的講座」

を市内中学校で体系的に実施することで、未来の担い手づくりにつなげていきます。

④ 介護人材育成支援事業費補助

介護人材の確保及び育成を図るとともに、介護職員の資質向上を推進するため、資格を取得する際に必要となる「介護職員初任者研修」または「実務者研修」の受講料及び教材費の一部を補助します。

⑤ 外国人介護人材受入れ支援

外国人人材の受入れを検討する介護サービス事業所等を対象に、セミナーを開催するとともに、市内在住の外国人向けに開催される企業説明会や求人の情報提供を行い、市内事業所における外国人介護人材の受入れを促進します。

⑥ 高年齢者への雇用・就業機会の創出への支援

高年齢者の雇用・就業機会の確保に向けた取組として、就業セミナーやマッチングを行う出雲市生涯現役促進協議会と連携し、同協議会が行うセミナー等の開催を支援することにより、高年齢者の地域や介護現場での活躍を促進します。

（４）介護現場革新

質の高い安定した介護サービスを提供していくためには、利用者を支える介護人材の確保及び資質の向上並びに職場環境の改善、業務の効率化を図っていく必要があります。

そのため、本市では介護サービス事業所等における介護現場の革新を支援していきます。

① 介護ロボットやＩＣＴ活用による職場環境改善の推進

介護人材不足の状況が続くなか、介護現場においては、介護職員の身体的負担の軽減や業務の効率化を図るため、全国的に介護ロボットやＩＣＴ導入が進められています。

しかしながら、市内事業所においては、導入経費がかかることや費用対効果が見えにくいなどの理由から、介護ロボット等の導入が進んでいない状況にあります。

一方、事業所においては、新型コロナウイルス感染症の発生により職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増加している現状から、更なる職員の負担軽減や業務の効率化を図る必要があります。

このことから、本市では、県で実施される介護ロボット等の導入経費の助成制度を有効的に活用し、介護ロボット等の導入が推進されるよう広報・啓発を行っていきます。

② 文書負担軽減の取組

介護分野の文書に係る負担軽減については、介護現場の事務作業量を軽減するため、「指定申請関連文書」、「報酬請求関連文書」及び「指導監査関連文書」の申請様式、添付書類や手続に関する簡素化・標準化を行い、業務の効率化を図ります。

③ 介護現場の業務仕分け

介護現場において、介護福祉士等の専門職が身体介護を中心とした利用者へのケアに特化できる環境整備を推進するため、事業所内での業務仕分けにより役割分担を明確化し、ベッドメイキングや食事の配膳等の業務を担う介護助手を輩出していきます。

4　介護サービスの質の確保と介護給付の適正化

介護サービスを必要としている人が、公平かつ質の高いサービスを受けられるよう、介護サービスの質の確保と介護給付の適正化を図るため、本市では、事業者による評価や介護サービス事業者への指導監督を徹底し、介護サービス相談員派遣事業の対象施設の拡充を行うとともに、介護給付適正化事業を更に推進していきます。

（1）運営推進会議等による地域との連携推進

地域密着型サービスは、要支援や要介護の状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、地域で生活を支えていく介護保険サービスです。

そのため、地域密着型サービス事業者は、地域に開かれたサービスとなるよう、利用者やその家族、地域住民の代表者、市や高齢者あんしん支援センターの職員等で構成される「運営推進会議」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は「介護・医療連携推進会議」）を設置し、基準に定められた頻度で事業所ごとに開催することとなっています。

地域密着型サービス事業者は、運営推進会議等において、提供するサービス内容や取組状況等を明らかにすることにより、地域に開かれた事業所となることで、サービスの質の確保・向上を図っていきます。

運営推進会議等の開催は、事業所が地域に認知されるとともに、地域との連携を推進できる貴重な機会でもあるため、本市では、全ての事業所が決められた頻度で開催するよう、指導を行っていきます。

（2）第三者評価（外部評価）の実施

介護サービス事業者は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、介護サービスの目標を設定し、計画的にサービスを実施するとともに、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図ることとされています。

地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業者は、介護サービスの質の向上と改善を図るため、少なくとも年１回は自己評価を行い、運営推進会議等を活用した第三者評価の実施及び結果の公表を行うこととなっています。

また、認知症対応型共同生活介護事業者は、自己評価及び県が指定する外部評価機関による外部評価の実施並びに結果の公表を行い、常に自らのサービスの質の改善を図っていくこととされています。

これら第三者評価（外部評価）の結果については、各事業所内やホームページ等で公表するほか、市役所高齢者福祉課及び高齢者あんしん支援センターにおいて情報公開を行っています。

第三者評価（外部評価）の実施は、事業所の取組、課題及び改善策の検討を管理者が中心となって行い、それを従業者が共有し、第三者からの評価を受ける貴重な機会です。また、評価

結果は、利用者やご家族が事業所選択のために活用できることから、引き続き事業者において第三者評価（外部評価）を有効的に実施されるよう指導を行っていきます。

（３）介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員派遣事業は、介護サービス相談員を介護サービス事業所等に派遣し、利用者の相談に応じ、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業所等における介護保険サービスの質の向上や利用者の自立した日常生活の実現を図るため実施しています。

本市では、これまで介護保険法上の施設・事業所及びサービス付き高齢者向け住宅を対象に２か月から４か月に１回の頻度(令和元年度(2019)：延べ 334 施設／年)で相談員の派遣を実施してきましたが、今後は、特定施設入居者生活介護を提供していない有料老人ホームも対象に加え、相談員の派遣を実施していきます。

また、一部のサービス種類については、月に２回程度訪問することとし、苦情に至る事態を未然に防止し、利用者の日常的な疑問、不満又は不安に対応し、解消を図っていきます。

（４）事故発生時の連絡・報告体制

介護サービス事業所等でのサービス提供時に発生した事故については、本市の「事故発生時の連絡及び報告に関する取扱要綱」に基づき、速やかな連絡と報告を義務付けています。

市内の多くの事業所においては、ヒヤリ・ハット報告をルール化し、職員間で共有するなど、事故を未然に防止する取組が行われていますが、本市が受ける事故報告件数は、平成 30 年度(2018)に 229 件、令和元年度(2019)に 184 件と毎年 200 件程度となっており、中には死亡事故や重症化したケースもあります。

こうしたことから、特に死亡等の重大な事故が発生した場合には、現地調査をし、再発防止に向けた改善方法等の確認を行い、対象事業所に対して改善を求めていきます。

また、実際に報告を受けた事故の事例から、事故発生時、その後の対応及び再発防止に向けた取組の好事例や事故報告の分析結果を全事業所に情報提供し、注意喚起を行っていきます。

（５）介護給付の適正化に向けた取組

本市は、介護サービスの利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築のため、介護給付の適正化に向けた取組を実施し、不適切な介護サービスや過剰な給付の削減に努めていきます。

具体的には、給付費適正化主要５事業のうち、未実施であった「住宅改修・福祉用具の点検」を新たに実施するとともに、令和２年度(2020)から市役所高齢者福祉課に配置したケアマネジャーによるケアプラン点検を重点的に実施するなど、介護給付の適正化に向けた取組を更に推進していきます。

① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査内容について、引き続き、認定調査結果の点検を専門で行う介護認定審査会事務員を配置し、認定審査会に向け適正な資料作成を行います。

また、要介護認定の平準化・適正化を図るため、定期的に認定調査員向けの研修を行うとともに、認定審査会の委員を対象とした研修を行います。

② ケアプラン点検

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが作成したケアプランが、利用者の自立支援に資する適切なものとなるよう、市に配置したケアマネジャーとともにケアプラン点検を実施し、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの気づきを促し、ケアマネジメントとサービスの質の向上を支援します。

③ 住宅改修・福祉用具の点検【新規】

これまで、住宅改修費については、改修工事施工前に申請を受け、工事見積書・写真・図面等の書面による確認・点検を行ってきました。しかしながら、改修費が高額なものや改修規模が大きく複雑なものなど、写真や提出書類からは現状が把握しにくいケースが見受けられます。

このことから、今後は必要に応じ、リハビリテーション専門職の協力を得て住宅改修の点検を実施します。また、福祉用具購入・貸与費についても、同様にリハビリテーション専門職の訪問調査等を実施し、福祉用具の必要性や利用状況を確認することで、不適切又は不要なものを排除し、利用者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用につなげていきます。

ア 住宅改修の点検

住宅改修の実施前及び実施後に対象の住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行います。

(改修前)申請内容が、身体機能・生活状況・住環境に適しているか、不要な工事ではないか。

(改修後)申請内容に合った住宅改修が行われているか、適切な強度を保っているか。

イ 福祉用具の点検

給付実績から抽出した対象者の福祉用具について、リハビリテーション専門職が点検を行います。

・身体状況にあった福祉用具が選定されているか、適切な利用が行われているか。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬請求の適正化を図るため、縦覧点検及び医療情報との突合を実施します。

ア 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を是正します。

イ 医療情報との突合

受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

⑤ 介護給付費通知

本市では、介護サービス受給者に対して、介護給付費の額やサービス内容等の実績を通知しています。自ら受けているサービスを改めて確認していただくことで、不正請求の防止や利用者自身のコスト意識の啓発につなげ、介護給付の適正化を図ります。

〇適正化事業の実施目標

事業内容	実施方法	実施目標
①要介護認定の適正化	認定調査結果の点検	全件実施
	認定調査員向け研修の実施	年１回実施
	認定審査委員向け研修の実施	
②ケアプラン点検	実地指導時及び来庁方式による実施	年 100 件
③住宅改修･福祉用具の点検（新規）	住宅改修利用者に対する訪問調査	各月２件
	福祉用具利用者に対する訪問調査	各月５件
④縦覧点検･医療情報との突合	縦覧点検	全件実施
	医療情報との突合	
⑤介護給付費通知	給付費通知の発送	年２回発送

（６）介護サービス事業者に対する指導監督の徹底

介護サービス事業者に対する指導監督については、高齢者の尊厳を保持し、良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続性を高めるための重要な役割を担っています。

介護保険制度は、平成 12 年(2000) 4 月に創設されてから 20 年が経過しました。全国的にサービス利用者は、制度創設時の３倍を超え、介護サービス事業所数も着実に増加してきており、本市でも 400 を超える事業所が指定を受け、各種介護サービスを提供しています。

本市では、介護サービスを提供する施設・事業所（地域密着型サービス・居宅介護支援）における介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図るため、実地指導及び集団指導の実施により、事業者への指導監督を徹底します。

また、利用者が安心してサービスを利用できるよう、市において苦情等の相談ができる体制を確保し、関係機関との連携により、迅速かつ的確な対応を行います。

① 実地指導の実施

各事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、より良いケアの実現及び保険給付の適正化を図るため、事業所の指定の有効期間内（６年）に１回以上行います。

なお、実施にあたっては、国が示す「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」に基づき、特段の事情がない限り標準確認項目以外の項目は行わないものとし、標準確認文書以外の文書は原則求めないなど、文書削減により事業者の負担軽減に努めます。

② 集団指導の実施

事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底を図るため、所管する全ての事業者を対象に年１回実施します。実施にあたっては、実地指導等において指摘の多かった事項について、事業者に注意喚起を行い、不正事案の発生の未然防止につなげます。

（７）自立支援・重度化防止に向けた取組

高齢化が進展するなか、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、地域課題の抽出、分析を行い、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活が送れるための取組を進めていくことが必要です。

高齢者の自立支援・重度化防止を図るうえで、利用者とサービス事業者双方の状況が把握できるケアマネジャーは、重要な役割を担っています。また、地域包括ケアシステムの一層の推進が求められるなか、医療・介護の連携を推進していくうえでも、要の存在です。

本市では、ケアマネジャーがその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現し、高齢者の自立支援・重度化防止を進めるため、次の取組を行います。

① 本市のケアマネジメントに関する基本方針の標ぼう
② ケアマネマニュアル（出雲市版）の作成・更新
③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援（研修会の開催）
④ 地域ケア個別会議の開催
⑤ 主任ケアマネジャーミーティング支援

5　出雲市独自のサービス

本市では、地域包括ケアシステムを推進していくため、在宅生活を支援する市独自のサービスを実施しています。各サービスを検証するにあたり、利用者又は対象事業者に対しアンケート調査を実施しました。この調査結果や実績等を踏まえ、介護保険運営協議会において事業の点検及び評価を行った結果、本計画期間中においても次のとおり実施することとしました。

（1）老老介護支援事業【継続】

要介護状態の高齢者及び要介護者を在宅で介護している家族に対し、生活支援サービス券を交付し、日常生活上の家事援助等の生活支援サービスの利用を助成することにより、介護者等の介護負担等を軽減するとともに、要介護者の在宅生活の継続を支援します。

① 対象者

出雲市に在住の次の要件をすべて満たす世帯

ア 65 歳以上のみの世帯（独居を含む）

イ 世帯全員が住民税非課税

ウ 要介護 1 以上の世帯員がいる（施設入所や長期入院等は対象外）

② 給付するもの

老老介護生活支援サービス券 3,000 円分（500 円× 6 枚）／月

最大 36,000 円分／年

有効期限あり(事業年度初日から 15 か月)

③ 利用できるサービス（介護保険給付対象外のサービス）

ア 家事に関する支援（調理・買物・掃除・片付け・除草・剪定・除雪等）

イ 家屋の修繕等（障子や襖の張替え、電球の取替え、家屋内外の小修繕等）

ウ 通院介助等（通院や買物の付添い料金）

④ サービス提供事業者

33 事業者（令和 2 年(2020)11 月 1 日現在）

※申請のあった事業者で、本市がサービス提供事業者として指定している事業者

⑤ 事業費推計

（単位：世帯、千円）

年　度	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
交付世帯数	566	560	700	728	757	787
事業費	8,013	10,080	14,516	15,062	15,602	16,161

財源：第 1 号被保険者の保険料（保健福祉事業）、保険者機能強化推進交付金

※令和 2 年度(2020)は見込値

（２）居宅サービス費区分支給限度基準額拡大事業【継続】

在宅で生活する要介護３以上の要介護者で、区分支給限度基準額枠内ではニーズに対応した在宅サービスの必要量を確保できない対象者に対して、市独自に区分支給限度基準額を超えて利用できる拡大枠を設け、利用者の在宅生活の安定と継続を支援します。

在宅生活を行うために支給限度基準額を超えてサービスが必要と認められる利用者は、区分支給限度基準額の 1.3 倍までサービスを利用することが可能になり、基準額を超えた部分については、3 割の自己負担で利用することができます。

① 対象者　　要介護３以上の人（所得制限等あり）
② 利用上限　　区分支給限度基準額の 1.3 倍
③ 支給額　　区分支給限度基準額超過分の７割

【区分支給限度基準額】
在宅で１か月間に利用できる介護サービス利用料金の上限額で、介護度別に設定されています。なお、本事業を利用せずに区分支給限度基準額を超えてサービスを利用する場合は、原則、超えた部分については、10 割の自己負担となります。

④ 事業費推計　　（単位：人、千円）

年　度	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）
利用者数	4	4	5	5	5	5
事業費	1,098	455	2,500	2,500	2,500	2,500

財源：第１号被保険者の保険料（市町村特別給付）、保険者機能強化推進交付金
※令和２年度(2020)は見込値

（３）認知症グループホーム利用者負担軽減事業【継続】

認知症グループホーム利用者の負担軽減を図るため、利用者の所得等の状況に応じて、事業者が居住費（家賃・光熱水費）を軽減し、その減額分を市が助成します。

① 対象者　　出雲市内の認知症グループホーム利用者

② 軽減額

負担段階	負担軽減の対象者	月の軽減額（日割額）
第１段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている人 ・生活保護を受給されている人	12,000 円 (400 円)
第２段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額８０万円以下の人	10,000 円 (330 円)
第３段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額等の合計が年額８０万円を超える人	8,000 円 (270 円)

③ 事業費推計　　（単位：人、千円）

年　度	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)
利用者数 （1 月あたり）	253	261	301	308	308	308
事業費	26,549	27,317	31,800	32,424	32,424	32,424

財源：第１号被保険者の保険料（市町村特別給付）、保険者機能強化推進交付金

※令和２年度(2020)は見込値

（４）小規模多機能型居宅介護等の独自報酬【内容変更・対象サービスの拡充】

小規模多機能型居宅介護は、通い・訪問・泊まりを組み合わせたサービスを月額の包括料金で提供するサービスであり、利用者に対して充実したサービスを提供した場合でも、介護報酬額に反映されないことから、本市において加算方式の独自報酬を設定しています。

本市では、平成 25 年度(2013)に独自報酬制度を創設しており、平成 30 年度(2018)には、加算項目の追加や一部算定基準の拡充・見直しを行うなど、３年ごとに事業所のニーズに即した算定要件に改めており、市独自報酬制度として定着してきました。

しかしながら、現行制度のなかでも算定実績の少ない加算項目があることから、本計画期間中においては、一部の加算項目を見直し、新たな加算項目を新設することとします。

また、医療依存度の高い要介護者等が利用する看護小規模多機能型居宅介護についても、本制度の対象とします。

① 対象者　市内の小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

② 加算額　（10 円／単位）

区分	算定要件	単位数	種別
加算Ⅰ （人員体制）	日中の時間帯において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で 1 を加えた数以上の介護従業者を配置している。	200 単位／月	体制加算
加算Ⅱ （認知症）	認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者（認知症加算対象者を除く。）を受け入れている。	200 単位／月	対象者加算
【廃止】 加算Ⅲ （情報提供）	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者にかかる必要な情報を、入院してから遅くとも 7 日以内に提供している。 病院等又は老人福祉施設等を退院・退所直後に利用開始する者もしくは既に利用登録している者が退院するにあたって、当該病院等の職員と面談を行った上で、退院・退所情報記録書及びサービス計画を作成した場合に算定する。（初期加算との併用可）	100 単位／月 1 人につき 200 単位／月まで算定可（入院・退院各 1 回まで）	対象者加算
加算Ⅳ （独居）	独居の利用者に対して、サービスの提供を行っている。ただし、当該（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の敷地に居住する利用者については算定しない。また、宿泊サービスの利用日数がその月において 15 日以上である月については、算定しない。なお、利用者以外の全世帯員が要介護度 3 以上の場合は、独居に準ずるとして算定が可能。	200 単位／月	対象者加算
加算Ⅴ （訪問）	1 月 60 回以上の訪問サービスを提供する利用者を受け入れている場合に算定する。ただし、当該（看護）小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問サービスは対象としない。	200 単位／月	対象者加算
【新設】 加算Ⅵ （要介護度改善）	適切な（看護）小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供されたサービスにより、利用者の要介護度区分が改善した場合（利用開始後 6 か月を経過した後）に算定する。	200 単位／月	対象者加算

※体制加算　：事業所の登録者全員について算定する加算

※対象者加算：該当する登録者のみについて算定する加算

※ 1 人あたりの最大加算合計は 1,000 単位（法定上限は 1,000 単位）

③ 令和３年度(2021)以降の変更内容

ア 廃止する加算：加算Ⅲ（情報提供）

【理由】平成 30 年度(2018)に算定要件を拡充しましたが、算定事業所数・実績ともに少なかったため廃止します。

イ 新設する加算：加算Ⅵ（要介護度改善）

【理由】利用者の自立支援・重度化防止への取組を評価するため、要介護度区分が改善した場合の加算を新設します。

④ 事業費推計

（単位：人、千円）

年　度	平成 30 年度（2018）	令和元年度（2019）	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）
利用者数（1 月あたり）	160	178	192	212	224	228
事業費	3,802	4,232	4,600	5,080	5,380	5,460

※令和２年度(2020)は見込値

6　自然災害・感染症対策に係る体制整備

介護サービス事業所等が提供する介護サービスは、利用者やその家族にとって住み慣れた地域での生活を支えるために必要不可欠なものです。

近年の地震や風水害等の自然災害や新型コロナウイルス感染症等の発生時においても、あらゆる災害や感染症への対応力の強化を図るため、介護サービス事業所等において十分な備えや対策を講じるとともに、利用者に対して必要な支援を継続して提供していくことが重要です。

（1）介護サービス事業所等における取組

① 災害対策の取組

介護サービス事業所等では、災害等が発生した場合においても、必要なサービスを継続して提供していくことが求められており、そのためにも、まず、「避難確保計画」及び「業務継続計画」を作成し、平時から災害発生時の対応の備えをしておく必要があります。

ア 避難確保計画の作成

土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の区域内では、洪水や土砂災害等の災害発生時に迅速かつ安全に避難する必要があります。そのため、その区域内に所在する介護サービス事業所等は、火災や地震に対する計画だけではなく、災害情報の入手方法や、避難場所、避難方法、災害時の人員体制や指揮系統等、災害の種別に応じた避難に関する「避難確保計画」を作成し、その計画に基づく訓練を実施する必要があります。

イ 業務継続計画（ＢＣＰ*）の作成

大規模災害等が発生すると、通常通りの業務を実施することが困難になります。介護サービス事業所等においては、要支援者・配慮者が多く利用していることから、災害時であってもサービス提供が維持できるような体制を整備しておく必要があります。

そのためには、介護サービス事業所等の事業継続に必要な事項を定める業務継続計画（ＢＣＰ）を策定することが有効とされています。

② 感染症防止対策の取組

これまで、インフルエンザやノロウイルス感染症等への対応については、介護サービス事業所等においても対策が講じられてきました。

しかしながら、今後は、事業所内において新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症が発生することも想定されるため、各事業所等においては、新型コロナウイルス感染症等を事業所内に持ち込まない、広めないための対策のほか、感染者が発生した場合に備えた十分な対策を講じていく必要があります。

ア 感染予防・防止に向けた取組

介護サービス事業所等においては、国から通知された「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その 2）一部改正」（令和 2 年(2020)10 月 15 日付厚生労働省

＊業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）とは、平常時の対応、緊急時の対応の検討を通して、事業活動レベルの落ち込みを小さくし、復旧に要する時間を短くすることを目的に作成する計画書

健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル(改訂版)2019年3月発行」及び「介護現場における感染対策の手引き(第2版)令和3年(2021)3月発行」に示された取組により、新型コロナウイルスの感染予防・防止対策に努めることとされています。

イ 感染症発生に備えた取組

「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」(令和2年(2020)6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)で示された取組について、平時に災害時を想定して備えておく必要があります。

ウ 業務継続計画の作成

災害時と同様、利用者や従業者等が新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者となった場合には、通常通りの業務を実施することが困難になることが想定されます。こうした場合においても、感染防止対策の徹底を行いながら、利用者に対して必要な支援を継続していくため、介護サービス事業所等の管理者は業務継続計画を作成し、必要な業務の洗い出し、施設内での生活空間の区分け(ゾーニング)、職員の確保策等についての方針を定め、職員間で共有することが必要です。

(2)出雲市の取組

本市では、介護サービス事業所等において、上記の取組が実践されるよう、防災や感染症対策についての周知啓発、研修を実施するとともに、県や関係部局と連携し、介護サービス事業所等における災害・感染症発生時に必要な衛生用品等の物資の備蓄を行います。

また、災害・感染症発生時の応援体制についても、県及び関係団体との連携により構築された体制を中心として、災害等が発生した事業所等を支援していきます。

① 各種計画作成への支援

介護サービス施設・事業所において作成する必要がある「避難確保計画」、「業務継続計画」、「感染症対応マニュアル」等について、有効な計画等が作成されるよう、事業所等に対して相談・助言を行います。

② 衛生用品等の備蓄

介護サービス施設・事業所では、感染症発生時には、サージカルマスク、フェイスシールド、医療用ガウン等、業務を継続するための衛生用品が必要となります。各事業所等においても必要な衛生用品を確保していただきますが、本市においても感染症発生時に備えた衛生用品の備蓄を行います。

③ 災害・感染症に関する研修会の実施

介護サービス事業所等職員を対象に、災害や感染症に関する研修会を開催します。

④ 災害時の相互支援体制構築の検討

介護サービス事業所等では、災害時には、利用者を避難所へ避難させることになりますが、既存の避難所では十分なサービス提供が困難であるため、近隣の介護サービス施設間

で災害時の相互支援を決めておくことが有効です。

本市では、災害時であってもサービスを安定的・継続的に提供できる体制整備を構築し、安心して生活できる環境を整備するため、災害時の相互支援体制の構築を介護サービス事業所等とともに検討していきます。